

第七十一回国
参議院内閣委員会會議録第十三号

昭和四十八年六月十九日(火曜日)
午前十時四十分開会

委員の異動

六月十五日

辞任

黒柳 明君

六月十八日

辞任

黒柳 明君

出席者は左のとおり。

委員長

高田 浩運君

理事

内藤三郎君

山本茂一郎君

委員

片岡 勝治君

源田 実君

長屋 茂君

星野 重次君

町村 金五君

上田 哲君

鈴木 力君

鶴岡 哲夫君

前川 且君

宮崎 正義君

中村 利次君

岩間 正男君

小坂善太郎君

橋口 隆君

政府委員

経済企画庁長

官房長

高橋 英明君

経済企画庁長官

局長

経済企画庁調整

局長

経済企画庁国民

生活局長

経済企画庁総合

計画局長

経済企画庁総合

開発局長

経済企画庁調査

局長

経済企画庁調査

局長

農林省畜産局審

議官

通商産業大臣官

房審議官

通商産業省企業

局商務第二課長

事務局側
常任委員会専門員
農林省畜産局審議官
通商産業大臣官房審議官
通商産業省企業局商務第二課長
池田 正範君
宮崎 勇君
下河辺 淳君
宮崎 仁君
小島 英敏君
新田 庚一君
高橋 英明君

説明員
農林省畜産局審議官
通商産業大臣官房審議官
通商産業省企業局商務第二課長
下浦 静平君
牧野 隆守君
荒尾 保一君
相原 桂次君

本日の会議に付した案件
○経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○委員長(高田浩運君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。去る十五日、峰山昭範君が委員を辞任され、その補欠として黒柳明君が選任されました。また、昨日、瀬谷英行君が委員を辞任され、その補欠として鶴岡哲夫君が選任されました。
○委員長(高田浩運君) 次に、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○国務大臣(小坂善太郎君) 御指摘のように、物価局は、これを認めていただき、物価政策課、物価調整課及び物価調査課という三つの課にいたしまして、総定員三十三名を予定しているわけでございます。で、今日、国民生活局の中に物価政策課がございまして二十名の職員がおりますわけでございますが、この頭で十三名ふえるのでございまして、当該部局の人員は相当大幅に拡充されることになるわけでございます。御指摘のように、一部には、わずか三十三名でこのむずかしい物価問題を、というお考えがあることは当然理解できるわけでございますけれども、私どもといたしましては、今日の国家行政組織法の中でこういう新しい局をつくらなければならない、しかも人員をふやすという事は非常にむずかしい問題でございまして、この与えられた人員内におきまして最善を尽くしまして物価問題に取り組んでまいりたい、こう考えている次第でございます。

○前川且君 これほど大きな問題になっていく物価問題ですから、二十人が三十三人になって局になる、一番国民の生活に密着している問題でありますから、こういうところにはほとんど人なり人を配置するのがほんとうだと思えますね、本筋としては、しかし、それはそれとしていろいろな制約があると思えますが、今度の法案の中でいろいろ新しい権限がございまして、たとえば資料の提出とかを求め、あるいは勧告をするとか、あるいは報告を求めるとか、あるいは総理への意見具申とか、いろいろ新しい権限がございように思っておりますが、従来でも資料を求めようと思えば、従来の法律のままでできる。それから、そのつもりであれば、勧告なり報告を求めるところまで、それから、長官は閣議の一員でありますから、総理大臣に自由に意見を具申することも、これは従来からできるわけです。それを、この法律を要えて、今度新しくこういうふうに取り入れら

れたのは、従来との関係でどういふ効果をねらうておいてなるのか、どういふ実効を考えていらつしやるのか、従来ではどういふ不備があつたのか。私は、そのつもりであれば、従来のままでよいと思ふ。やれたと思ふんですけれども、その辺が少し疑問に思ひますので、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(小島英敏君) おっしゃいますように、従来でも、法律の明文にございせんども、資料提出の要求とかいうことは、もちろんやつてゐるわけにございします。ただ、口頭でいろいろお願いいたしまして、もちろん全面的に協力していただくところもございしますし、ケースによつては、なかなかそれは出せないというふうなことを言われることもございまして、われわれが望めば政府の内部であつても、いつでも必要なデータが入手できるといふ状況では必ずしもないわけにございします。今度法律改正によりまして、大臣に勧告権ができ、あるいは資料請求権等が生じますと、これはやはり、もちろん第一段階は口頭でいろいろ要求などするわけにございしますけれども、それに対して思ひたい答えが得られせん場合には、文書によつて要求し、それから、こういう政策が必要であるというふうなことも、もちろん、いままででも口頭ではいろいろ言つておるわけにございしますけれども、今回法律が認められますと、法律に基づく大臣の勧告権というふうになりますと、これはやはり文書によつてそういう勧告をされるわけにございしますから、役人の世界では、口頭で言われる場合に比べて、法律に基づいて文書によつて言われる場合の重みというものは非常に違ふわけにございします。昔から、文書による勧告というふうなものは法律に認められていても、そうやたらに行使いたさなかつたのでございしますけれども、最近では、なかなか状況もやや変わつてまいりまして、たとえば環境庁が新幹線の騒音に關して運輸省に文書による勧告をするというふうな例もございまして、やはり法律に基づく勧告が行なわれます場合は、従来の口頭によ

る意見というふうなものとは質的に非常に違つた重みを持つて影響を及ぼし得るものというふうに思ひわけにございします。

○前川旦君 私は皆さん方の世界はよくわかりませんから、そう言われると、そういうこともあるのかなあと気がいたしますが、やつぱりそれは姿勢の問題がずいぶん大きなことだと思ひますね。いかに権限が与えられても、へつぱり腰ではやつぱりだめでしょうし、権限がなくても、ほんとうに本気で強くかまえていけば、かなり効果もあがるし、ですから、私はこういう権限を持つというところは反対じゃないですよ、賛成ですけれども、できることであれば、強い態度というのか、実効のある運営の姿勢を持つていただきたい、この思ひます。

そこで、この企画庁の設置法の改正を見ますと、「物価に関する基本的な政策の企画立案及び推進」ということは、あつちへいつたり、こつちへいつたり、いろいろ出てまいります。ところが、私はどうもふしぎなのは、「物価に関する基本的な政策の企画立案」とありますが、法律のどこを読んでも、物価の安定ということばが出てきませんね。安定ということばが、これはどうして入れないのか。物価の安定を目的としているのではないのか。物価政策というところ、物価をつり上げることも政策の一つに入りますけれども、どうもその辺がふに落ちませんけれども、これは何か技術上の問題があるのですか、法文上の。これはどういうわけなんでしょう。

○政府委員(小島英敏君) 物価安定ということばは私もよく使つておるわけにございしますけれども、やはり厳密に申しますと、安定というわけには一歩も上げない、つまり、卸売り物価も消費者物価も全然横ばいで将来とも持つていかなければ正しい意味の物価安定とは言えないと思ひます。そういう意味では、いままでの日本の物価を見ましても、卸売り物価は、確かに、長期的に見ますと、波を描きながらも、かなり安定的に推移しておりますけれども、消費者物価のほうは、よ

ほど成績のいい年で四割台、成績の悪い年では七割八割ということもあるわけにございまして、どうも正直申し上げて、将来とも消費者物価というものは、基調的に——サービスク関係の件費の上昇を中心として、基調的にやはりゆるやかながら上昇せざるを得ない趨勢にあるというふうに思ひます。その意味では、俗語的には物価安定と言つておりまして、法律的には物価安定という表現を使うことにはやはり問題があるというふうに思ひわけにございまして、物価政策といふ場合、もちろん、これは極力下げることが旨とした政策であることは言うまでもないわけにございします。下げると申しますか、上がり方を少なくするという意味でございします。

○前川旦君 私は、ただいまの答弁はたいへん重大だと思ひます。それで、小坂企画庁長官にお尋ねしたいんですけれども、一体企画庁の物価安定策というのは何を目的にしているのか、何を目標にしているのか。たとえば、いま西欧ではインフレです。東欧では安定しています。それから最近の「北京周報」を読みますと、毎週のように、生活物価は下がりましたというふうなことが載つています。ここでは徐々にながつてゐる。一体いまの政府の物価政策というものは、物価をとにかく横ばいにすることを目的にしているのか、徐々につり上げることを目的にしているのか、それとも、上がるのはもう当然だ——いまも答弁があまりした、やむを得ぬことだ、これが前提になつてゐるのか。たいへんそのことを私は大事なことだと思ひます。たとえば昭和三十五年に国民所得倍増計画といふのが出ました。そのときの前文、物価に關するところでは、「計画期間中総合物価の変動は想定せず、長期的には物価水準が安定的に維持されるものと考えてゐる」、すつぱりと明確に、物価が上がることをばつと否定してゐるのです。昭和三十五年には、それが、昭和四十年の中期経済計画では、消費者物価はものによつて上昇するものも低落するものもあるが、全体として

ではその上昇率は最低限にとどまり、かつ、卸売り物価はやや弱含みながら安定的に推移する、これは上がつても、ほんとうにわずかだ、とるに足らぬようなところなんだ、というのが前提ですね。それが、いま皆さんがおつくりになつた四十八年度の経済社会基本計画では、消費者物価の上昇率は平均四割台にとどめ、また、卸売り物価についても、加速的な上昇を示さず、おおむね安定的に推移するよう格段の政策努力を行なう、ほんとと上がつていくことを覚悟して、それを前提にして、少しでも下げて、せめて四割で押えたいという努力目標といふことに変わつてしまつてゐる。これ、一体どうなるんですか。これから先の問題として、国民が望んでゐるのは、物価の安定を望んでゐるのです。安定を。それを、物価の上がるのはやむを得ないのだ、少しでもそれを下げるのだ——この姿勢の違いですね。この物価に対する姿勢の違いが、私は、わずかなことばのやりとりでよく分ると思ひますが、その点、いかがですか。出てくると思ひますが、その点、いかがですか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 前川委員の仰せられたことは、私もよく理解できるのであります。ただ、この所得倍増計画あるいは中期経済計画あるいはその後に新経済社会発展計画の中にあらわれております文言は別といたしまして、やはり全体に、日本の経済を拡大していく、そういう思想があつたことは、もういふまでもないこととてございまして、その理論的な基礎は、やはり雇用を増大させる、雇用を増大するために産業を振興させるために物価のある程度の上昇といふものは認めていかなければならぬという思想があつたわけにございまして、当初の計画でも、文言は別として、実際のねらいでは、物価が数%上がる、消費者物価が上がるというのを是認してゐたわけにございします。成長も、したがつて七、八%から九%。ところが、実際は二けたの成長に——名目的な成長でございしますが、二けた以上になつてきたことも、これ、事実であるわけにございします。

そこで、私も、思想といたしましては、物価を安定するというのを考えておりますわけですが、実際の経済の成長、これを基礎にしながら経済社会基本計画をつくらうということになりまして、成長の面ではいま二けたの成長をしておられますので、これを急カーブに平均五年間で数%というところまで落としますと、相当に経済成長をダウンさせる。そこで、いまの趨勢を少しづつゆるめながらいくということになると、平均値で九%台の成長がいんじゃないか、そうすると、その中においての物価を考えると、やっぱり四%以上になると、これ、非常に物価上昇の感じになるから、四%にとどめていこうじゃないかということが、経済社会基本計画の中に出現する思想でございますわけ、これをただ今日において、こういうふうな物価の上昇を前にして、われわれまた経済社会基本計画のフォローアップをするにいて考えていく問題点の一つとして、従来のような、雇用を増大する、それがもう至上目標であつて物価の面は従であるという考え方が、今度は物価というものを最大の目標としようじゃないか、経済政策の最大のプライオリティは物価に置くんだということ、したがって、雇用の面の状況を考えるというふうなところで違いがあると思うのでございますが、そういうふうな点をフォローアップの際に反省しながら見直してはどうかというふうに考えておる次第でございます。

○前川且君 私のはうはよくわかりませんが、この基本計画は、できた時点での御説明であれば、あ一つの論理として通ると思ひますけれども、それが、立案された時点と、いまのたいへんな物価の高の急迫したときとは、だいぶ違ふと思ひます。最近、これは余談になりますけれども、自民党さんの本部の前を通りましたら、「物価上昇の撲滅」という大きなスローガンがかかっていましたね。撲滅というのは、ぼくはちよつと辞書を見てみましたが、「撲」は「く」で、「滅」は「なく」で、これは、ある程度上がるのを前提にして、その上げ幅を抑えるというふうな意味じゃありませんね。これは余談になりますけれども。

そこで、いま長官の言われましたように、完全雇用を重点に考える、これはケインズ流の考え方だと思ひますけれども、物価の問題はおそらくケインズの中にあまり出てこないのじゃないかと思ひますけれども、ですから、いままでの皆さんがおとりになつてきた経済理論からいうと、たいへんな物価上昇、インフレ、これに対応する策というものが、私は、はたしてちゃんと理論的な指導的なものがあるのかどうか、ちよつと疑問だと思ひますが、いずれにせよ、いままでは、完全雇用を果したためにという名目で経済の成長をはかる、経済の成長をはかるためには絶えず有効需要をつくり出さなければいけない、そのためにある程度のインフレ政策、ある程度の物価上昇はやむを得ない、こういう潮り切り方をしていたように思ひます。しかし、私は、これがいまたいへんな破壊といひますか、たいへんな危機的な状況に來ていふと思ひます。そういう点で、一つの政策転換といひませんか、基本的な姿勢の転換——失業者が出たところから、オーバークルをおそれないで突き進んでいくという、危機感といひますか、そういう姿勢を持たないといけない時期だと思ひますけれども、その点についてのお考えはどうなんですか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 御承知のように、今日の求人倍率は一・六七くらいでございます、これを一・〇まで持っていくということは、これは理論的にはこれでいいと思ひますけれども、これは、今日財政金融の引き締めをやっておりますわけですが、特にいまお話をうなオーバークルの問題が出てくるわけでございます。あるいはスタグフレーションという問題が出てくるわけでございますが、私は、これをおそれてはいけません。ただ、そのスタグフレーションが非常に長期化するということにならないようには考えなきゃいかぬと思ひますが、一時的な問題をおそれておる次第でございます。

○前川且君 そうしますと、従来のいきさつにこだわらないで、かなり奮勇をふるわなきゃいけないようにお考えになつていらつしやるように受け取りました、それは、私、もう一つ、ふに落ちますと、いまの状態がインフレであるのかないのか、これは新聞でも学者の論文でも、もう現にいまはインフレだということ、常識として、インフレときめつけています。ただ、政府だけがインフレと言ひませんね。いまはインフレですと、ですからこれに対応して策を立てなければいけません。とかいふふうな——いまの状況に対する判断が私はたいへん問題があると思ひます。というのはいまの状態はインフレではないといひるのであれば、その政策を打ち出す面にも私は弱さがあると思ひます。それから、インフレであるというふうになれば、しりから火がついたやうな危機感が出てくると思ひますね。いまの奮勇をふるうという姿勢にならざるを得なくなる。その辺のところ、どうして私には、ふに落ちませんけれども、一体どうお考えなんですか。

○政府委員(宮崎勇君) インフレーションの定義につきましては、いろいろの学者がいろいろのことを言つておられます、伝統的な経済理論では、

御承知のように、物の供給に対して通貨の量が出過ぎている状態をインフレーションと言ひますけれども、最近の物価上昇と申しますのは、単に通貨と品物の数量の数だけでは説明ができませんで、いろいろな要因がからまつていふわけでございます。したがって、インフレーションの定義自体についていろいろのことが言われておられます、最近では、一般的に継続的に物価上昇が行なわれる状態をインフレーションだといふように定義をしておりますし、また、耐えがたい程度に物価上昇が続くというふうにも表現しているわけでございます。したがって、何%以上であるとインフレーションであり、それ以下だとインフレーションじゃないといふような定義はございせん。したがって、現在の状況が、物価が継続的に上昇している。ある程度昨今続いているわけですから、解釈のしようによつては私はインフレーション的な状況であると言ひこともできるかと思ひます。しかし、現在の対前年比の物価上昇率が一〇%をこすという状況が二年も三年も続くかどうかというところについてはなお問題があろうかと思ひますので、これは全く定義によることだといふふうに考えます。

○前川且君 私は、この問題を長くやつても不毛の論争みたいになりますから、これはもう言ひませんけれども、ただ、やはり私の言おうとしていふことはわかると思ひますけれども、奮勇をふるうとなると、その姿勢というものは、いまの状態はもうインフレなんだと言つて走ると、振り上げるのとですよ、これはまだまだインフレじゃないのだといふのと、うんと違ふんですよ、その心がある。ですから、私はその心がまえのことと関連して言つていふのであつて、インフレの定義がどうのこうのと言ひ出したら、これはみな人によつて違ひますから、水かけ論になりますから、これでおさめておきますが、どうか私の言つていふ趣旨を御理解いただきたいと思ひます。そこで、よく言われるのですけれども、例の五・五%の問題ですね。これはどうなんですか。

五・五％の問題は、とてもじゃないけれども、五・五％に消費者物価がおさまる、二％に卸売り物価もおさまる——だれもそんなこと本気で考えておりませんけれども、この見直しについて、どうお考えでしょうか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 政府の経済見直しというのは、御承知と存じますが、大体前年の七・九の状況が基礎になって出てくるわけでございまして、その後十一・十二において、さらに一・三において、非常に諸情勢が強含みになってくるわけでございまして、ただ、われわれの目標は、これはあくまでもほつといたるところにいうような客観的な指標ではなくて、政府はこういう努力をして、これでおさめたいという、相当意欲的だと思いますが、政府の意思を持った目標でございまして、その点は前回も予算委員会等で申し上げて、あるいは御批判をいただいたような次第でございまして、今日の状況が、私めたいへん正直に予算委員会でも、えらいことになったというところを申し上げて、あとでだいぶとちめられて、訂正したような羽目もあるわけでございまして、非常に当時と変わっておることは、これは事実でございます。ただ、政府として、前川委員のねらいが、新しくそういうものをつくれという御趣旨であるのかどうか存じませんが、私の考えを申し上げますと、この際見直しをいろいろ修正するなどという作業をやることよりも、この際一番大切なことは、燃え盛る物価上昇の火の手をどうしてこの際遮断するかということにあるのではないかと思います。まず、その最善の努力をいたしまして、まずその点に挑戦して、これを克服する、しこうして、その結果によって、この見直し等についてもさらに検討していただくというふうに申し上げておる次第でございます。

○前川旦君 私は、皆さんのおきめになった長期の四％という計画を立案された方が、もうとてもじゃないけれども、単年度の五・五％は不可能だというようなことは、なかなかこれは口に出して言えないと思います。ですから、よくわかりま

よ。しかし、それなら私は、五・五％どころかどうだというのは、いふん論議してはすけれども、たいへん不毛な論争だと思ひます。全くむなしさを感ずるので、人がこの論議をやっていることについて、私もいまの長官の御答弁を聞いて、やっぱりことばだけのむなしさというものをどこかに感ずるので、すなわち、五・五％あるいは四％ですね、この計画の四％、ことし五・五％に押えるというのであれば、その努力を最大にするというのであれば、これこれこういふふうにしてやりま、これをやったらこれくらい下がります、これもやりま、これをやったらこれくらい下がります、これもやりま——こういう具体的な計画と見直しを持った、具体的なものを打ち出していかないと、たいへんこれはむなし論議になつてしまふというふうに思ひますが、その辺はどうなんでしょうか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 私は、その点はさうだと思ひます。やはりさういふ努力がなければいかぬ。だから一生懸命やろうと、こう申し上げておるわけでありま、やはり一番根本は、財政金融のプロパーミックスであると思ひます。政治金融、財政上の、特に公共事業投資、これを削減するというところで、前半期の施工率を前年度に比して相当強く押えました。これは農林の、これは、まあしかし、実際建設費は農林の、そのうち工事を持っている省からいたしますと、かなりきつというふうに申しておるわけでございまして、私は、さらにこれを詰めた、先般詰めたものより、さらに詰めるようにしたいと考えておるわけでございまして。

それから、金融の政策でございますが、これはもう言うまでもなく、日銀の公定歩合の引き上げであるとか、あるいは預金準備率の引き上げであるとか、あるいは内容になるわけでございまして、金融政策というものは雨がかみ込んでいくように徐々にきいていくものでございまして、先般来のものは大体半年ぐらいたつてきくじやないかというふうに一般的にいわれておるわ

けです。それだけに、実はかぜをひく前にかぜ薬を飲むことが非常に有効であつて、かぜをひいて熱が出てから、かぜ薬を飲んでもなかなかかきかなというところがよくいわれますように、若干私どもタイミングがずれたというふうに反省をいたしておるわけでございまして。しかし、今後も日銀総裁はさらに公定歩合の引き上げ等をお考えになつておるうちに新聞等に出ておるわけでございまして、私、実はこんなこと言ひたい、へん口幅つたいことなんで、恐縮なんでございまして、物価局をつくらしていただきまして、物価に対する権限がもう少し局長にあれば、たとえば先般きめていただきました物価対策七項目の中にある金融等についての勧告権、こういうふうなものが、かりにあれば、私はもっと強力に言えると思ひます。ございまして、私はもっとそれを侵すわけにはいかぬ。開議できめて一度やつたことございまして、さういふ形でないよう早くしていただきたくと思つておるわけであります。

それから、財政金融政策の金融はさういふことで、実は一月初めごろに、銀行貸し出しで、いわゆる含み貸し出しと申しまして、支店だけで貸し出して本店に通報のないものが八千億円もあつた時代があるんです。ああいうときに早く手を打とうというのをいふ言つたのでございまして、なかなかそこまですきませんでした。しかし、これもだんだんきいてくると思ひます。

それから、例の売り惜しみ買ひだめの法律案、これも国会で、もうじき通していただけたと思ひますが、ああいうことによって、過当な経済力を悪用している手合いを齎せることもできるやうになると思ひます。あるいはまた、競争原理に基づく寡占防止の措置等ももつといたしたに、まあいろいろなことございまして。幸いに、最近、消費者の皆さんの団体が、非常に企画庁のやうなところにいる消費者情報の提供については協力をしていただいておりますので、全般的な国民

運動をいたしまして、このいま燃え盛つてきているような物価上昇の火の手を押えることができるんじゃないか、ぜひさういふふうになつてほしい、こう思つておる次第でございます。

○前川旦君 いろいろ具体的ないまお答へがございましたので、一つ一つ私は詰めていきたいと思ひますが、しかし時間が許せばです。

その前に、もう一つお尋ねしておきたいのですけれども、いまの消費ブームですね。ずいぶん燃えていますね。この消費ブームがインフレの原因であるという見方をする人がおります。たとえば、私は、これは田中総理のテレビを見ましたけれども、私、これは田中総理のテレビを見ましたけれども、やっぱりさういふニュアンスが強い。それから、新聞等を見ましても、小坂長官も何かさういふことを言われたことがありましたね。何新聞で見たか、見ました。いまの消費ブームが物価を押し上げておる大きな原因だと。私はこれには反対なんです。異論なんです。異論があります。というのは、これは鶏と卵ではありませんけれども、これは単なる結果であつて、原因ではないというふうに思ひますが、そこで、まず、最近の貯蓄性向、これは裏返せば消費性向ですが、この動向は、一番新しい資料で、どうなつておりますか、昨年に比べて。

○政府委員(小島英敏君) ちょっと私の手元に平均消費性向の数字がございまして、これを一から引いたものが勤労者世帯における貯蓄性向というところに相なるわけでございまして、四十一年の一一・三月、これが九一・三％でございまして、全国勤労者世帯の平均消費性向でございまして、それが、四月六月が七八・九、七月九月が八一・〇、十一月十二月が六八・九、この辺までは非常に下がつてまいりまして、むしろ貯蓄性向が上がつていまして、ございまして、むしろ貯蓄性向が上つていまして、からかなり上がつてまいりまして、四十八年の一月が八七・七、二月が八九・九、三月が九四・四ということ、ことしになりまして、かなり上がつておるわけでござい

○前川且君 消費ブームは、つまり、みんながものすごく物を買ってインフレになっているんだという考え方は、私はどうしても解せない。いまの数字を聞いてみても、貯蓄志向というのが下がっていますね。三月の段階でどんどん下がっている。それから一月、ことしになってから、いまおっしゃった数字、一からこれを引いたらいいんで、一〇〇からこれを引いたらいいんですから、だんだん下がっていつてくるわけでしょう、結局は、物価が上がっていつてくるから貯蓄をするゆとりがないのです、はつきり言う。これが一つですね。それからもう一つは、貯蓄をしたいと思っても魅力がないでしょう。いま銀行に「ボーナスは定期預金へ」と、大きくたれ幕がかかってますけどね。全く白々しい感じしませんか。私はほんとうに白々しい感じしますよ。一割も物価が上がっているのに五分かその貯金をしてくれなくて、何言ってるんだという感じがします。全く白々しい。魅力ありません。貯金の魅力ありません。

それからもう一つは、そうすると、国民が自分を守るためには、金を持っていたら目減りするばかりですから、やっぱり換物を考えますね、これは当然。自然の成り行きですよ、これは。で、家はもうできない、土地がこれだけ値上がりすると家はできない。そうすると、家を建てるためにせよと貯金していたやつが、ほっときやだんだん目減りがしているのですから、減っているのですから、いつまでたつたて家はできっこないじゃないか、もうあきらめよう、手近な自動車とかあるいは株とか、あるいは衣料とか買わざるを得ない。ですから、これは何も、これが原因じゃなくて、たいへんな物価上昇が国民をこういうところに追い込んだということだと私は思うのですよ。ですから、消費ブームがインフレの非常に大きな原因だというような発想がもしあるとしたら、私は清算をしていただきたいというふうに思います。その点はいかがでしょう。特に外国と比べてみると、国民総支出の中で個人消費

の占める割合は非常に低いわけですからね。そうでしょう。数字的に低いわけでしょう。ですから、私はそういう意味で、やはり清算をしていただきたいというふうに思います。いかがですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) いまの御指摘があるだろうと思ひまして、実は銀行と郵便局の貯金の伸び率を調べたのですが、いま手に入つたのでございまして、これは四十年、四十一年からずっとこう来ております。最近実は非常に貯蓄が伸びておるのでございまして、具体的に申し上げますと、大体貯蓄の伸び率は、低いところでは一六%から、多いところで二四%くらい伸びておるのでございまして、初め、四十二年の貯蓄の伸び率が一六・七%。そのうち、銀行の伸び率が一三・七%、郵便貯金が二四・二%。それが、昨年の下期、十一月で預金の伸び率が二一・四%。うち、銀行預金が二〇・三%、郵便貯金が二一・八%。それが、一―三月になりまして貯金の伸び率が、全体二四・四%伸びております。そのうち、銀行預金が二三・一%、それから郵便貯金が二六・六%。これはいままでの最高の伸びを示しておるわけでございます。で、私は、前川委員のおっしゃる、こんなに物価が上がって貯金なんかしては、どうも私も感情的にはそういふふうに思えるのでございましてけれども、しかし、実際に出てくるのは、いま申し上げたような数字で見ますと預金が増えておるといふことでございまして。

それから物価の上昇の原因でございますが、これは、主として景気の上昇が加速化しておる、それは世界的な農産物の不足、まあ端緒はソ連の農産物不足からアメリカの小麦等が大量にソ連に行き、船賃が上がったというところから来ておるわけでございますが、それで海外のインフレが高進し、一方、日本の国内に過剰流動性が存在し、一部商品に対する投機的な需要が出てきて、それが引き金になって、ずっとこう物価が上がってきていると、こういふふうに私は思ひるのでござ

います。これは動かすべからざる原因であると思ひます。しかし、一面考へて、私は今度の物価の問題について、こういふふうに思ひつておるのでございまして、いかがでございませう、御批判をいただきたいと思ひつております。いままで日本の経済を向上させて国民生活を上上げるには、従来輸出にばかりたよつておつたのは間違ひである、国内消費をふやさなければいけないということとを池田内閣当時から言ひ出したわけでございます。その国民消費をふやすためには、大量消費はいいことなんだ、そしてある意味では消費は美徳なんだということまで出たわけでございます。それはある意味で成功して、経済が非常に伸び、国民生活も大きくなって、自由世界第二位のGNPだなんていうことになってきたわけでありまして。

しかし、ここへ来て、そういう消費態度というものがあつた。生産のほうはそれがそれほど急速に伸びてこない。また労働力、あるいは土地、そういうものからの規制がある。そういうことになると、消費態度が一定であつて生産供給の面がいままでと変わらなければ、これは物価が上がるということになるのではない。そういう意味で、私は本会議の施政演説でも申し上げたのでございまして、いままでの経済の指針を改めて、使ひ捨ての経済をやめて、物を大切に消費生活態度を持ちたい、経済についても環境を汚さない、経済というものを考えなければいけない、こういうことを申し上げたのでございまして、何かやうに消費態度が悪いとか何とか言うことは問題になりますけれども、私は必ずしもそう言つておるのじゃないので、全体の物価との関連で、やはり消費は美徳だといふような考え方では消費されれば物価が上がりまして、こういふことではな

いかと思ひつておる次第でございます。

出して、けちの精神に返れ——全く私は何を言つておるのかという感じがするんですよ。たとえは、それじゃ二宮尊徳論なんて言うから、私は笑ひ話だろと思ひつておるけれども、もし二宮尊徳がいまいたら何を言つておるだらうか。おそらく土地の買い占めを一番先にやつただらう、それで金をもうけただらうと思ひます。何しろ彼は河川敷の荒地の開墾地を手に入れた、そこからスタートしたんですから、そうだらうと思ひますよ。ですから、私は財界がそういうことを言うのはたいへんナンセンスだと思ひます。もしそういうふうなことを言ひ出しているのは、もしそういうふうな、けちが美徳だ、もう転換するのだ、節約だということであれば、それは私は財界の人に言ひたいのです、自分のところから直していらつしゃい。あの膨大な交際費、浪費の最たるもの、そこから直して、それから国民にそういうことを言うべきじゃないかというふうな思ひがありますが、それはそれとして……

いまの預金性向がごく最近上がったというのは、これは定着すればいいと思ひますが、おそらく一時的なものだと思ひます。それともう一つは、換物してみても、それはいざ金が要るときには、それを売つたら半値になるわけですから、貯蓄にならぬわけですよ。私どもの感覚から言うと、やっぱり貯金を持っていないと不安なんです。不安でしよ。どんなことが起こるかかわらない。昔からよく言はれておる通りに、財産の三分割という方法がありますね。一つは土地にして持つておる、一つは株にして持つておる、もう一つは預金にして持つておる。最近では四分割といつて、たとえはコインだとか、美術品だとか、古美術品だとか、骨とう品だとか、そういうふうに分けて持つておるのが財産を保全する意味でいへばいいのだというところで、よくことわざみたいになつておる。しかし、考えてみると、一体そののけるものは無縁なようなものです。それじゃ資産として土地を持つとかといつたて持つてこ

な

い。それじゃ株を持つかといったって、これだけ株が上がってれば資産として持っているという意味がない、それにリスクを伴います。それから預金すれば毎年実質減っていく。なけなしの金をはたいて人に教えられて給を買ったら暴落をする。コインを買ったら、また下がる。持っていき場がない。ですから、やむを得ず、減るのをわかっているが、やっぱり少しづつでも貯金をしたいと不安でしかたがないというのが、ほんとうの心理だというふうに思います。私がこう長々言っているのは、国民のいまの消費ブーム、これは被害者のやむを得ざる姿なんであって、これが原因だからといってそこへ目をつけるというの、私は問題の本質をそらすということを、しきりに言いたいわけなんです。その点を御理解をいただきたい、こう思います。

そこで次に、最近、新聞等で見ますと、日本にも所得政策を導入する時期が来たとか、あるいは経企庁のエコノミストたちが検討を始めたとか、あるいは来年あたりから現実化してこうとか、これは観測記事ですが、たいへんいろいろ書いています。それに対して経企庁長官は、時期尚早だと、こういうことを言っておられる。あるいはOECDでもそういうことを言われたはずなんです。それから大蔵大臣も、日本では考えられないと言います。総理大臣も、日本では考えられないと言っています。しかし、新聞の論調等で見ますと、いかにも所得政策を近々に導入するんだというふうなムードがずいぶんあります。ですから、このあたりはどうなんでしょう。日本では所得政策はやりたくないんだと、はっきりこれはもう終止符を打っていいんじゃないかと思えますけれども、その点、いかがですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 私は、かりに日本でも所得政策をやろうと今日考えましても、成功する見込みがないと思います。成功する見込みのないものをやる考えはございません。

○前川且君 それでは、金融政策について少しばかりお伺いしますが、いま、かなりきつい引き締

めが行なわれていますが、今年度下半期の景気の動向はどういうふうに想定されますか。

○政府委員(新田庚一君) 御指摘のように、現在の経済実勢は非常に強いスピードで走っているわけでございます。先般出ました四十七年度のGNPを見ましても、四十七年度の下半期としてならしたるゆる前期比年率、いわゆる風速といっておりますが、およそ一六〇台の成長で走っております。五、六月現在でもまだ衰えた気配はございません。しかしながら、先般来、財政面あるいは金融面の総需要対策をかなり強く講じておりますので、それが今年度下期には、フロートの影響を含めまして出てくるのではないかと、こう思っております。ただ、先ほど来御議論になっておりますような、やはり総需要としましては、たとえば消費とか、あるいは住宅投資といった個人部門の需要はかなり底がたい動きを示しておりますので、したがって、この引き締め効果がありましても、いわゆるオーバーキルというふうな状態にはならないのではないかと、また、そのような経済運営はすべきではないというふうに考えております。したがって、下期以降、なだらかなスピード、速度の鈍化ということで安定成長ラインに乗つかるということを期待しているわけでございます。

○前川且君 これは長官にお伺いしますが、日銀の中立性ということも言われましたけれども、実際には、実際の運営は政府から全然離れて独立歩歩で歩いているわけではありませんか。ましてや、政策委員会には経企庁の代表がたしか出ていたと思えます。そういう立場から、長官の意見が、やはり影響というのか、強い影響を及ぼすのは当然だと思えます。前の預金準備率の引き上げのときに、長官が何かひきつめ談判で話したというように、申し入れましたというふうなことが新聞に出ておりましたが、そういうことで伺いますが、公定歩合の再引き上げ、これはあるようなことも出ておりますが、観測記事と

して出ていますけれども、長官としての御意見はいかがですか。もう一べん公定歩合の再引き上げはやはりやめたほうがいいと、こういう見通しですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 今日の設備投資が非常に勢いでふえておりました、さつき瞬間風速という話もございましたけれども、一三月の瞬間風速はおそらく四〇数％ではないかといわれております。これは、年度の見通しでは御承知のように一四〇というところになっておりますので、著しく瞬間風速にいたしても高い。こういう点に、どういうふうにして歯止めをかけたらいいかというところになります。一つは、やはり金融の問題、公定歩合引き上げによる規制方法があると思えます。これは最終的には日銀政策委員会が決定すべきことであるので、私はそういう考え方に一つは、一つの方法であると考えているわけでありまして、もう一つは、やはり全体にそういう設備投資をして、あとでどうなるかということを考えていかなければならぬので、それにはやはりそういう産業界自身の自主調整的な話し合いも必要なのではないかというふうに思っているわけでございます。そういう点についていろいろ進めてみたいというふうに思っております次第でございます。

○前川且君 この金融引き締めの影響は大手の企業にはほとんどないといわれておりますね。これは手元流動性の問題ですか、金に困っております。金融を引き締めをして一番先にこたえてくるのは、もう零細企業、中小企業であることは間違いないと思います。現に、手形の決済にしても、四力月手形が最近六力月手形になって、もう二十日の台風手形になるのも間近だというふうな、これは中小企業の部門です、話も耳に入っておりますが、新聞等に出ております、引き締めは限界企業からきいてくるというのはいく言われることなんです。そういうことになるとたいへんな面が出てきます。特に中小企業の問題は、これは物価の問題とからんで、皆さん方にたいへん関係の深

いところなんです。これはどういう手当てをなさる方針ですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 金融引き締め政策の推進によりまして健全な中小企業に不当なしわ寄せが及んでならないということは、私もさように思っているわけでございます。その意味でいろいろな配慮を加えておるわけでございますが、たとえば申し上げますと、預金準備率の引き上げにつきましては、下位の地方銀行や相互銀行、信用金庫などの中小企業金融機関に対してはこれを全面的に免除をいたします。これは第二次の預金準備率の引き上げのときにはこれを全面的に免除をいたします。それから、あるいは当座預金についてのみ最小単位の引き上げを行なうというふうなことにとどめておりました。窓口指導につきましても、地方銀行や相互銀行に對しましては、都市銀行等に対する規制と比べて格段にゆるやかな規制を行なうにとどめておる次第でございます。その他、公定歩合引き上げその他、あらゆる機会をとらえまして、金融機関に対して中小企業向けの貸し出しについてはできる限り配慮をするように、これまでも要請してこの次第でございます。これまでの経過を見ますと、この政府の要請を各金融機関ともよく守ってくれまして、融資規制の重点を大企業向け貸し出しに置くとともに、貸し出しワケを中小企業向けに優先的に振り向けるということをやっております。全国銀行の中小企業向け貸し出し比率は引き締め開始後も高水準で推移いたしております。具体的に申し上げますと、四十八年一月に全国銀行貸し出し残高中、中小企業向けの比率は三四・三％ございました。この四月には三四・九％、むしろ貸し出しが増加しているというところになっておるわけでございます。また、相互銀行、信用金庫等の中小金融機関は、きびしい窓口指導を受けておる都市銀行とは対照的に高水準の貸し出しをやっております。このことでもございまして、こういう点は私も非常に気を付けておるわけでございますが、また、ある一面の論者から言いますと、それが金融引き締めのし

階の考え方ではないかと思ひます。たとえば、四十五年から昨年の春までに金利が二%下がった、公定歩合が二%下がったわけでございますが、預金金利はその間に据え置いておきまして、昨年の五月に〇・五%を下げた。それからこゝしの四

あったんですが、その間に〇・五の引き上げがあったというふうに、つまり、そのつどというわけじゃなくて、一つの方向に即して弾力化していくというのが現在の考え方ではないかと思っています。

○前川旦君　具体的に伺います、この次に公定歩合の引き上げがあった場合には、預金金利を上

○政府委員(新田庚一君) 公定歩合を次に引き上げるかどうか、今後引き上げるかどうか、あるいはその引き上げる時期というものについては、私どもとしましては現在予断しておりませんので、その場合の預金の扱方についても、考え方をきめておらないわけでございます。

○前川巨君 それは、上げるか上げないかわからないから答えられないということです。

これは、畏官、どうなんですか。再引き上げせざるを得ないというのが、もう常識的に言われていますね。そうすると、いままでの経緯からいって、今度上がったら預金金利はもう上げるつもりだと、そういう語をする、努力をするということ

なんでしょうか。これはもう、政治的な判断でお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(小坂善太郎君) 公定歩合につきましては、われわれいままでは非常にかたく考えておつたわけですが、たとえば、昨年からいままでの間に、イギリスなどで見ますと、十二回この二年間

に十二回公定歩合を動かしておるわけです。それから、アメリカは、昨年はやりませんでした、が、ことしになってから六回動かしておるわけでございます。日本は、この二年間に三回動かしております。まあこの次は、上げることは、もう大体そういう方向だろうと思えますけれども、その場合に、その上げる幅でございますね、幅が非常に大

きければ、やはり預金金利も動かしはうがいいというふうになると思います。

ただ、公定歩合というものは、私は、これは持論なんでございまして、ほかの方はどう考えるか、一応留保してお聞き取り願いたいと思ひますけれども、もう非常に、景気によって相当に弾力的に上げたり、場合によって下げたりしたいと思ひます。ところが、預金金利の場合、一回上げますと、これ、下げるという事はなかなかむずかしい点がたくさんございまして、たとえば、一般の市中金融機関の金利とか、相互銀行の金利とか、あるいは、あのいわゆる庶民金融機関の金利とか、いろんな点がございまして、下げるのになかなかやっかいだという点があれば、あんまり小刻みに上げたり下げたりは預金のほうはできませんので、公定歩合のほうはかならず上げたり下げたりやっているとありますが、その上げ幅によつても、きめるのがいんじやないかというふうに考えております。

○前川且君 先ほど、下半期の景気もオーバーキルになる見通しはないと。そうすると、こしぱらくは公定歩合の引き上げというのには結構いんじやないかと思ひますね。そんなに、秋口になったらまた公定歩合を下げるとか、そんなことはちよつとあり得ないと思ひます。それから、新聞等では、また〇・五%上げるといふ推測記事が出ています。それは、外国に比べてはいんじやないんですから、かなり大幅な引き上げになるんじやないかというふうにはわれわれ想像しますけれども、そういう意味では、絶えず公定歩合が上がり下がりして、それにスライドするかつてで預金の利息が上がり下がりするといふことを心配する必要はないんじやないかというふうに思ひますね。ですから、この際、やはり今度の引き上げと同時に預金金利を上げて、それからまた、景気の変動の大きな波が来たとき、金融緩和されるとときには、またそのとき考えようという、大きな波で考えていいんじやないかというふうに思ひますが、その点、いかがですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) やはり、全般の金利体系が大きく変動するときには、預金の金利も考へるのがいいと私も思ひます。ただ、さつきもちよつと触れたんでございしますが、わが国の金利体系が、大蔵省の手に持つてゐるものと郵政省の手に持つてゐるものと、いろいろ譲らぬ点がございまして、こういうのが、動かすたびに非常にむずかしい問題をやらせておられますので、それを何とかもう少し一致させることができれば、この点は非常にスムーズにいんじやないかというふうには、これは私見でございしますが、そういうふうに思つております。

○前川且君 そのためにこの法案が出されたんじやないでしょうか。勧告権とか、強い総理大臣に對する、何でもか、意見を具申するとか。ですから、強い指導性というものを持たないと、これはあつても私繰り返し言おうと思ひますけれども、いけなかつたと思ひますので、なかなかいふの具体的なお返事をいただけませんけれども、十分な配慮をいただきたいと思ひます。

金融政策の最後でございしても、変動相場制は、これは物価の立場から見ても、企画庁のサイドから見ても、今後長期に続けるべきだと思ひます。それとも、次第に固定相場制へ指向すべきだといふふうにお考えですか。その点のお考え、どうですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 今日、ドルが金との交換性を遮断してありますので、それに対しての相場というものはもう変動せざるを得ないといふふうなことになるわけでございます。本来なら、ドルがもつと安定いたしましたとして、そして固定相場制になるということがこれは理想だと思ひますけれども、現状ではなかなかこれは困難である、変動相場制のいい——いいと言つておかしいのですが、長所みたいなものは、実勢にフォローして相場が動いてまいりますもので、その点で、実は今度のOECDの会議でも、今日の各国の為替相場というものは現実を反映している、と、そういうふうな見方が各国の代表からござい

ましたようなわけで、ナイロビの総会ではこの通貨問題に對する一つの統一的な見解が出ると思ひますけれども、ここで固定相場にすぐ返れといふ主張をいたしましたも、それじやどう返るんだといふことになりまして、なかなか具体案がないといふのが実態であらうかと思ひます。

○前川且君 それは、物価上からの批判というか、こゝろあるべきだといふんじやなくて、実態的にそうだろうというお返事であつて、私の質問に對するお答えにはなつていないと思ひますけれども、しかし、実態がそうであるといふのであれば、おそれなくまあそれだと思ひます。それなら、もうそれ以上のことを言つても、これは不毛の論争になりますから、そういう見通しであれば、それはもうそれ以上論議は進まない。

それじゃ、次に、金融政策を終わつて、商社を中心として、大企業のもうけぶり、たいへんですね。三月の決算でもたいへんです。

そこで、長官は、五月の十一日の参議院の物価対策特別委員会、わが党の竹田委員に對して、たいへん重大な答弁をせられております。法人税に累進税率を導入したいと、こゝろいふ答弁を、重大な決意で言つておるんですといふことで述べられておりますが、これはその後どうなつていきますか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 最近の社会情勢に順みまして、大法人が度の過ぎた利潤をあげるとか、あるいは付加価値を生まない投機的な行為に基づいた超過利潤をあげているという情勢に對しては、何とかならぬもんかと、個人に累進所得税があるごとく、法人に對してもそういうことは考へられぬのかと、こゝろいふに思ひます。そのした趣旨を何とか実現してみたい、こゝろいふことを申しました。その後関係者ともいろいろ話し、税制調査会のほうにも話しまして、これはあくまで、企画庁長官の企画庁を代表する意見ではなくて、小坂個人の意見であるといふことで、検討を依頼いたしておりますわけでございます。結論的に言いますと、私は、実は、もうけ過ぎ

たものはございりいたくよくと、ただしこれは、この暮れから正月にかけてのものにもさかのぼつてちよつだいいたしますと、こゝろいふことにならぬかといふふうに思つたんです。そうしますと、いまの換物の、売り惜しみ、買いだめ行為といふものはよほど変わつてくる、こゝろ思つて考へて言つたわけでございますけれども、税といふことになると、どうも適度というのはどうしてもむずかしい。それから、累進税といふことになる、法人の態様がいろいろあるんですから、なかなか、法人に累進税といふのは、従来もいろいろ意見が出てゐるけれどもむずかしいではないかといふようなことございまして、まあ、しいて言へば、課徴金といふような考え方があつてもいいんじやないかと思ひます。私もいろいろ専門家にこゝろいふ検討を依頼しているといふのが現状でございます。税制調査会のほうにも私見を申し送つてございしますが、いろいろ御検討をいただいておると存じます。

○前川且君 ここに當時の、五月十一日の会議録がございまして「たいへん決意で言つてゐるわけでありまして」といふことがあつたんですね。ですから、それは企画庁を代表する長官がたいへん決意で、しかも国会の場で述べられたわけですから、法人の性格についてはいろいろ論議がありまふすね。法人擬制説とか、何でもか、実在説とか、いろいろあるんですね。そんなのはもう切り切つていいときじやないか。学者の間でいろいろ意見がありまして、よくよく、ひとつ切り切つて……。法人累進課税といふのは私としては賛成です。ですから、これは何か、いまのお話を伺つて、この前の物価対策特別委員会の御答弁のときから後退したようなニュアンスを感じざるを得ません。これは税制調査会にお願ひしてあるんだと。しかし、これ、重大な決意で言われたことであるから、とにかくどんな万難を排してでもやるんだといふことではなかつたと思ひますが、その点、どうですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 私としての決意は変わっておりませんが、理論的に税理論の上から不可能であると言われれば、これはまたそれに左祖せざるを得ないわけでございます。ただ、私の目的とするところが、形はどういう形にしろ実現されたいというところで考えて、専門家の方々にその見地から検討をお願いしておるというわけでございます。

○前川且君 どういう形でもというの、いまの課徴金という形でしょうか、先ほどちょっと言われた。それはどうなんですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) まあ、そういう形でも実を述べればこうであると思っております。そうしますけれども、これは私だけが主張しても、そうしますものでもございませんで、私の考え方は依然としてそういう主張であるわけですから、結果は専門家の検討をお願いするということにしておるわけでございます。

○前川且君 何か、せっかくこれ、いいことを言っておられるんですから。しかも国会の場で強い姿勢で言われたんですから、どうもあとで聞いてみると技術的に困難だからというの、ちょっと何か、うなずけないように思えます。これは課徴金かなにかでも実質的にそういうことができればいいという御答弁だと思えます。そこで、これはどうなんですか。いま小坂長官個人の意見で、賛成者がいないというふうな、いまのところ個人の意見で、全体としての意見じゃないんだという御意見でありましたけれども、国会で御相談になりましたら、賛成してあと押しの野党がたくさんおられます。ですから、これは強引にお進めになるべきだと思えます。いかがでしょうか。

○国務大臣(小坂善太郎君) どうも、わざわざたいへん御激励をいただきました。感謝をいたしますが、ただ、私の気持ちは、実はあのときに個人の考えを申し上げたよりも、おつたんですけれども、それは申し上げておりましたかどうですか。いま私は企画庁長官の立場で答弁したんで、

それが企画庁の意見というふうにとられますと、実は私のそれ、手落ちなんでしょうが、これは役所の中でそういう相談をしたこともなし、私の平素からの思っていることも申し上げたわけでございます。要は、社会的な連帯性といいますが、公平感をそこなうような、そういうべらぼうな、しかも額に汗をしないので何となくある日突然にたいへんなものが天から降ってくるような、そういうことはあまり許しておいたんじやいかぬのじゃないか。そういうものは、やはり近代の国家としては、そういう利潤を吸い上げて、それでそれを他の目的に使うという調整機能を持つのがいいんじゃないか、こう私は思っております。ですから、そういうことを申し上げたわけでございます。ただ、私は、東畑会長に申し入れたときも、これは小坂個人の考え方だと、企画庁を代表する意見ではございませんと断わっております。私の気持ちとしては、断わっております。経緯を申し上げると、役所の中で相談をしたことではないということでございます。

○前川且君 どうも、何も聞いていないほうでも割り切れない思いがいたしますが、ほんとうにもどかしい感じがいたします。しかし、かみ合いませんから、もうこれ以上幾ら言っても同じ答弁しかないように思えます。これはかみ合わぬようにです。

五月二十二日に小坂長官は大阪で記者会見をされて、これまたたいへん重大なことを言っておられます。新聞に載った記事をちょっと読んでみますと、「異常な企業利益を国が吸収し物価安定に使う措置をとりたい」と考えている。すでに関係各官庁の事務当局とも話合っており、近く税制調査会にはかる方針だ。具体案は審議院を設け、審議してもらいたいと思っているが、出来れば延長国会に法案を提出し、最近問題になっている四十七年度の予算にも適用したい。法律は時限立法でもよい、と書いてあります。これは、

「一部の企業がやっつけているように付加価値を生まぬ仕事で、異常な利益をあげている場合」というふうに前提がついていますが、これについてその後どうなっていますか。だいたいこれは具体的な話で、すね。すでに——すでにです。過去の話です。関係各官庁の事務当局とも話合っているんだというところが出ておられます。今国会に法案を提出すると、そして四十七年度の予算にも適用したいと、時限立法でもいいと、ここまでは新聞に出ておられます。これは新聞の記事ですから、直接あなたから聞いたんです。速記録を読んだわけでもありませんけれども、しかし、間違っていない、そんなに事実と違っている記事は新聞が出すはずはないと思いますが、いかがでしょうか。どうなっていますか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 私は、新聞の記事には責任を持ちかねる点もあるわけでございますが、その中の幾つかは確かに私の言ったことばであり、幾つかは若干私の言わないことも書いてあるわけでございます。具体的に申し上げますと、この国会に出すというところは言っていないと思います。ただ、関係者とよく練っておるんで、やはり付加価値を生まないで、ある日突然膨大な利益が来たようなものは国家でこれを吸収して他の目的に使うということを自分は考えておるんだし、それについては専門家のいろいろな話を聞いておると、こういうことを言ったと私は思っております。この国会に出すとかなんとかいうことは、どうもちょっとと私としては、まああの時点で考えられぬこととございまして、重大法案がたつたある際に、そんなことは言われないと思っております。

○前川且君 さっきから、何かさかかかんと出たやつが、だんだんだんだんだ後へ下へ下がっていつているような感じがいたします。これも小坂さん個人のお考えで発表されたんでしょいか。しかし、関西経済連合会の定時総会に出席なさったのは小坂さん個人じゃないと思えます。経企庁長官として出席されている。長官としての記者会見ですから、これは個人の発言じゃないんですね。

これはどうなんでしょう。これは、私は経企庁長官として会見をいたしましたから経企庁長官としての意見ですが、それはさき申ししたように、何かそういう手段を講じて、そしてものにしたんだと、そうすればそれが適度で、このところのもうけ過ぎの問題にも適用されるから、これは何もこの延長国会とかなんとか言わなくたって、その法律ができればこれは適用されるのがその時期に適用されるのだから、これはいすれ立法行為になるだろうからということはおっしゃると思います。私はそうしてやりたいと思っております。このことは、例の買い占め売り惜しみ法案ですね、これとこのうらはらのようなものになるんじゃないかというふうには実は私は考えておるのであります。これは私の言うとおりになるかならぬかは、これは私は努力いたしますけれども、これは今後の成り行きの問題にもなるかというふうに思っています。私がそれを申し上げるのは、実は企業者というものがやはり社会的責任があると、こうよく言うわけですが、また、それでなければならぬと思っております。それが社会的な秩序の混乱をみずからつくるようなことをしている。いわゆる暴利をむさぼるというようなことになれば、企業それ自身が社会的に存在し得なくなると思っております。そういう意味から、もう徹底的にその点自覚してもらおう、こう思っているわけなんです。ただ、企業が悪いというふうには、盛んに、みそもくも一緒にするような議論がございまして、これは今日の日本の経済成長をささえているものは、これは確かにはまじめな企業の努力だということも言えると思っております。技術革新を取り入れて、そして非常に苦勞して、天然資源の乏しい日本をここまで持ってきた日本企業の力というものを、これをこなうてはいけないうというふうに思っています。その意味で、企業からいって、た

だ税を取って、そして減税しろという議論は、私は少し大ざっぱに過ぎるんじゃないかと思えます。非常に不当な利益を得ている企業からいって

取ることは私はいちと思ひますが、しかし、もうかりもせぬものをもうかるだろうときめて、やたらに重税を課したら、これは日本の繁栄の根をもうでしやうというふうに私は考えておるわけでありま。

○前川且君 まあ、もうけ過ぎと世間が非難するときは、いまのような企業が対象になる、常識的に、自分が一生懸命合理化とかあるいは努力とかで利潤をあげたものでももうけ過ぎだと言っちゃ、これは常識的に非難をしなければいけないでしょう。ですから、当然そういうのが対象になると思ひますが、しかし、いずれにしても急がないうちやならぬわけですね、これは。まして、小坂長官は、四十七年度のもうけ過ぎにも適用したいという気持ちを、さつきから何回も言われているんですから。ですから、この発表後、具体策、具体的にとこまでも進んでおりますか、この法案は。

○国務大臣(小坂善太郎君) 専門家にいろいろ検討をお願いしているという段階でございます。

○前川且君 検討をお願いしているということとありますが、いつまでに結果を出してくれと、こういうことで、ほんとうにおやりになる気であれば、そこまでやっぱり、何というか、足かせをかけて、少なくとも六月中までに結論を出してくれよとか、何かそういうことで、見通しというのか、スケジュールを立てていらっしゃるのかどうか、いかがですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) それは、そうおっしゃられればそのとおりだと思いますけれども、これは私もつかつたと思ひますが、できるだけ早くやつてくれよという程度で言っております。

○前川且君 長官としては、それじゃいつごろまでにこの問題の、何というか、案をつくって法律案にするというふうに、いつごろまでには間に合わしたいという考えを持っていらっしゃいますか。

○国務大臣(小坂善太郎君) ちょっとそこまで明確にお答えしにくいのであります。

○前川且君 先ほどのことといい、何か、いいアイデアで、私もこれは賛成だ、いいことを言っているなあと思ひますが、いま話を聞くと、何か少しずつうしろへ下がっていつているような思ひで、たいへんもどかしい思ひがいたします。これは私もたいへんいいアイデアだと思ひますので、どういう結果になりますか、じつくり私どもも応援をしながら、しばらく推移を見させていただきたいと思ひます。

ちやうど切りがいいですから、休憩にしたいだきたい。

午後零時十四分休憩

○委員長(高田浩運君) 本案に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十五分再開することとし、休憩いたします。

午後一時二十二分開会

○委員長(高田浩運君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

○前川且君 午前中に引き続きまして質問をいたします。

午前中申し上げましたように、新たに四つの強い権限が得られる。それから、総合調整というのとばがずいぶん法案の中に出てきますが、きょう、私、通産省も農林省もわざと来てもらつております。それは総合調整、しかも強い権限でこれから指導なさるというわけですから、権限がほかの省にまたがる問題でも、物価に関係することありますから、お答えをいただきたいと思ひます。

そこで、まず第一は、たいへん高い利潤をあげるといいますか、卑近なことばで言えばもうけている大企業、この製品の値上げがありますね。たとえばカラーテレビはたしか六月から上がるという話を聞いております。これにどういうふうにな

さいいますか。

たとえば、たいへんふしぎなのは、三菱電機、東芝、これはそろって前期に比べて四二%増の税引き利益をあげています。日立も二四%増です。非常にいい決算をしている。それから四月の末に掃除機、洗たく機、ミキサーなど十数種類の家庭電気の物品税が二〇%から一五%に引き下げられています。しかも、カラーテレビは昨年は六百四十万台も売れたという話を聞いております。数ある家庭製品の中でも一番よく売れるナンバーワンだということですね。しかも、このメーカーは一月ごろから少しづついろいろな値上げを始めていった。たとえば消費者にあまり目につかない照明器具に焦点をぼけて、シャンデリア、白熱灯、螢光灯、街路灯などをさみだれのように次々と値上げした。値上げ幅は商品によっては三〇%をこす大幅なものであった。これが一段落ついてから、いよいよカラーテレビが対象に選ばれた、こういうことになりました。これが引き金になつて家庭電機製品全般に値上げが広がっていくと思ひますが、しかもたいへんなもうけをしておるわけですね。これは通産省だとおっしゃるかもしれせんが、これは物価という問題から言つて、たいへんな問題であると思ひます。これはどういうふうにお取り組みになりましたか。またこれからどういうふうにかのカラーテレビの値上げと取り組んでいかれるのか。家庭電機製品の値上げをお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(小島英敏君) カラーテレビにつきましては、さみだれに値上げの動きがあるということを開聞等で聞きまして、通産省のほうに調査をお願いしておるわけでございますけれども、基本的にはカラーテレビの、電機製品のようなものの価格について、直接通産省といへども、何と申しますか、法律的には自由価格のたてまえのものにございまして、どうもやはり有効な規制策というものがございませんのが実情でございます。おっしゃるように、確かに数量的に販売額がどんどん

ふえておりますから、決して私は電機製品のメーカーというものが、値上げをしなければならぬというな経理状況であるとは思ひないわけでございます。そういう点は通産省も同様でございます。すけれども、どうも政策的に手を打ち得ることといたせば、やはり行政指導で極力そういうことを勧奨する、あるいはまた輸入の拡大等によって競争条件を整備するといふことができればいいと思ひますけれども、確かに電機製品等につきましましては、レートの調整等もあり、あるいは関税の引き下げ等もありまして、大型なものについては、電気冷蔵庫をはじめ輸入が著しくふえております。そういう意味では、国内のメーカーだけがかってに、需要が強いからといって、やたらに値上げができるような客観情勢にはないと思ひますけれども、小型なものについておっしゃるような動きがあることも事実でございますので、通産省とも連絡をして、大いに監視をしてまいるつもりでございます。すけれども、きめ手に乏しいところがございます。非常に遺憾なところでございます。

○前川且君 これは大事なところで、きめ手に困る……。

それじゃ車はどうですか。たとえばこれは五月の一日ですが、日産がサニーのモデルチェンジを契機に、新型車を二万から四万五千円値上げした、十日にはいすゞがトラック、バスの一万七千円から二十万円の一番値上げを発表した、本田技研、東洋工業も近く発表するモデルチェンジの機会をとらえ値上げをする、これに追随する意向を明らかにしている。しかもメーカーの決算は、利益は、トヨタ、日産の大手は税引きで年間五百億前後の大幅な利益もあがっている。しかもいま売れて売れて困っているんでしょ。注文しても在庫がないし、注文してもだいたふかかる。車の爆発的な売れ行きがたいへん問題になっていると、きですが、しかも、生産性は十年間に十倍くらいになっているんじゃないかと思ひますけれども、これも売れて売れて、もうかってもうかって、しかもたいへんな決算しながら、値上げですね。こ

これは物価の番人である経企庁というふうに指導し、どういうふうになさいますか。

○政府委員(小島英敏君) 電機製品と同じように、まさにきめ手に乏しい商品でございまして、通産省を通じてやはりそういう行政指導を、極力値上げを避けるような行政指導を強力にしてみようという以外には政策的な手がございません。

○前川旦君 長官にお尋ねしますが、私はこれはたいへん大事なことでございまして、たとえは過剰流動性なり、総需要を抑えるということではいろいろおやりになる、あるいは法人税を四〇％ですかに上げるといふ構想を進めておられる。しかし、税金を上げ、あるいは先ほど小坂長官のいろいろな構想にもありました、それが全部価格に転嫁されて、消費者に転嫁される。それを一方で防ぐところがない、きめ手がない。それでは、一方でなるとだぶついた資金は吸収するということができる、実際に消費者価格がそれによって上がるという効果になる可能性が非常にあります。ですから、そのきめ手をどうお考えになるんですか。それをやらないと全くしり抜けになりますね。これ、長官のお考えを伺いたいと思います。

○国務大臣(小坂善太郎君) 局長から申し上げましたように、われわれ、通産省において行政指導をしておられる様子をいま聞いておられるということとございまして、経済企画庁というのとはどうもまことに情けない話ですが、きめ手に乏しいとございまして、どうも全体の景気の予測をしたり個々の問題についての意見を全般のマクロ的な見地から述べたりする、そういうようなことで、この物資についてどうすべしというふうな権限は実はないでございまして、そういう点にもかんがみまして、物価局をつくることをお願いし、それで総合調整の見地から、いろいろもつと突っ込んだ話を原局との間にもいたすことができるようにしたいというのでございまして、ただいまのところはまことにきめ手に乏しいという前言を繰り返す以外に方法はございませんわけでございます。

○前川旦君 いままできめ手に乏しかった、マクロ的なものの見方なり数字を出すにとどまっておった。しかし、機構を改革して物価局をつくらせて新しい権限を持って、これから何をやるにやるんですかというのをいま聞いておられるわけですから、いまのようなしり抜けのことでは、実際に価格に全部転嫁されてしまふ危険性があります。何かこれを押さえる、せつかくさつき小坂長官いろいろアイデアをお出しになったけれども、それが消費者のほうにメリットとして回ってこない、これでは何にもなりませんから、その辺突っ込んで検討なさるお気持ちがあるかどうか、御計画があるかどうか、大事なことでございますから伺いたいと思います。

○政府委員(小島英敏君) 今度の物価局ができて、権限ができました。これは各省に對する勧告権限等でございますから、各省がたとえ輸入制限物資等が非常に値上りをして、それに対して各省がどうもワクの拡大が非常に不十分であるとか、あるいは価格が上がつていくのに関税が非常に高くてどうも思わしくない輸入が進まないとかいう政策手段が残されているものにつきましましては、今度の権限強化によって各省に對して勧告権等を發動して、合理的な政策をとってもらい、とらせるということができるわけでございます。ただ、その各省自身が権限を持たない部分につきましては、どうもやはり法律が通りまして、新しい物価局ができました。やはりきめ手に乏しいというところは基本的に変わらないというふうに思います。ですから、私どももいたしましては、やはり、もし目に余るような行為がございすれば、これは物価安定政策会議に特別部会というふうなものもございまして、個々の物資について、これは強制的なものは、力にございませぬけれども、業界の人に来てもらっていろいろ実情を聞いたり、消費者代表からも忌憚なく意見なり質問なりを言ってもらって、そういうような一種の圧力をかけるということも現在でもやっておるわけでございます。そういう手段が一つと、やはりあ

とは通産省を通じて強力な行政指導をしてみようということになるかと思ひます。

○前川旦君 ですから、これは公共料金じゃありませんから強い規制はできませんけれども、しかし実際問題として、物価を考へる上においては捨ておくことはできません。したがって、これは行政指導、通産省を媒介しての行政指導でも、やっぱり姿勢の問題で、かなり実質的な規制ができるんではないかと思ひますがね。私は真正面からこれは考へてもらいたい、こう思ひます。

そこで、次に公共料金の問題に移りますが、電力料金の値上げに對しては、これはどういふふうに対処なさいますか。

○国務大臣(小坂善太郎君) これは、通産省のほうへ申請が出るわけでございます。通産省としては、よくその実態をきかめまして、しかも一般に及ぼす影響等も勘案いたしまして、企画庁のほうと合議をしてくるわけでございます。そのときにこちらとしての意見を述べよう、こう考へております。

で、意見を述べるときは基本的な姿勢は、公共料金については真にやむを得ざるもの以外は厳にこれを抑制するという基本方針にのっとり考へたいと思つておる次第であります。

○前川旦君 それは、ことばとしては何でもかんでも真にやむを得ざるものになつてしまひます、これは上げる例から見ると、やれ人件費が上がつたの、何が上がったのと言つて、いつてしまへば終わり。ですから、間もなくこの申請が出るのは間違いない問題です。これに對して、企画庁としてはどういふ態度で通産省に勧告なり意見調整をするのか。認めないというふうになるのか。それとも、若干は認めても、たとえば家庭用の電気と大口の需要者の格差をどうするのか、どんなやり方で認めるのか、あるいは全然認めないか。その具体的な方針はどういふふうにおとりになりますか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 実は、通産省のほうから言つてくるのを待つてこちらの意見を述べるといふ考へておりますので、いまこの問題についての意見を申し上げることはちよつと差し控へさせていただきます。

○前川旦君 どうしてこの意見が述べられないのか、私、ちよつと理解に苦しみます。何も通産省が来るのを待つてないでも、企画庁のほうから手を突っ込んでかき回すというふうな強いことがない強力な物価対策はできないと思ひます。

そういう点で、それじゃ伺ひますが、いまのような家庭用の電力料金と大口需要の電力料金との間に大きな差がある。このことは正しくいへばとお考へでしうか。いまのままでやむを得ないとお考へでしうか。機会があればこれを正しくいひ、こういふふうにお考へでしうか。

○国務大臣(小坂善太郎君) もともと電力が過剰であつた時代もございまして、そういう時代には電力は家庭用のものもございまして、それから動力用のものとして使われるものもございまして、それからものによつては、原料として、たとえば電気製鉄あるいは肥料、そういうふうなもの原料として使われるものもございまして、で、大口に使用されるものは、たとえば深夜には電力が余つておつた時代もございまして、そういう際には、余つておつたものを使うのだからということ、非常にな不安定な電力料金を安くきめられておつたこともあつたわけでございます。ところが、そういう情勢が最近変わつてきておりました。電力が全体として不足ぎみになつておる。そこで、その余つておつたものを安くという考へ方はこれから変わるものだと思ひますけれども、それにしても、その原料として使われる電力、あるいは動力として非常に大量に消費される電力、それが上がるといふことはやはりコストにはね返つてくることだと思ひますので、一がいに言へない点がございまして、これを専門にやつておる通産省のほうからいろいろ意見が参りますのでございまして、その意見を私どもはよく聞いて、そしてとらわれざる立場でよく判断してまいりたい、こう思つておるわ

けでございしますが、何にいたしましたし、申請はまだ出ておらぬように承知しておりますし、申請が出てきた段階で通産省がどう言ってくるか、これもわからないという段階で、私も意見を出し上げる段階ではない、こう思っておる次第でございます。

○前川旦君 大阪の補選が終わりましてから、もう間もなく出てくるのではないかと思いますけれども、私は、たとえきょうから米価審議会が開かれております。麦価ですね。で、長官がこの麦価の問題で、小麦の生産者価格は上げて政府売り渡し価格は据え置いてくれという要請を農林大臣にしたという記事を読みました。これは、私はほんのりの姿だと思ふんです。ですから、通産省の来るのを待って——麦についてはちゃんとおやりになる、しかし、電力やガスの場合は来るのを待って——何かこう差がついてるように思えてしょうがないんです。私は誤解であれば誤解を解いてもらいたいと思ふんですけど、非常に消極的な感じがするんです。ですから、それは私はいまの御答弁じゃちょっとふに落ちない。ふに落ちませんが、なぜこの間の——あれは四月十二日ですか、物価対策七項目は、四月でしたかね、あの中に、物価として七項目緊急にやると。なぜその中に公共料金の値上げを押えるというのが入っていないんですか。これはどうしてなんですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) まず最初に、麦価の点でございしますが、現今の食糧不足を反映いたしまして、非常にアメリカにおいても豪州においても小麦の価格が上がるというふうに承知いたしておるわけでございます。そういう話になりますと、例のニクソン声明もございまして、既契約の分は出すけれども外国へはなかなか売るのがむずかしくなると、こういうような声明もあつて、そういうことを反映して、すぐにそれじゃ小麦の値段は上がるんだということで、また値上げにはね返ってくる非常に困ると思ひまして、これはもう先手必勝だと思つて、私は、もう小麦の価格は上げぬでもらいたい、これは米価審議会が決定

することではあるけれども、政府としては、買い上げ価格は上げてお払い下げ価格を据え置いて、その間に政府自身の判断で財政負担でこれはできるんだと、その決意をやつてもらいたいと、こう言つたわけでございます。幸いにいたしまして、当分はそういうことできいくというふうにきょう閣議でもきまりましたわけでございます。そういう売り渡し価格については、この際、米価審議会に諮問しないということにきめましたので、実態的にはそういうふうになると思つてゐるわけです。いまの電力と違ふ点は、政府が負担し得るということでございます。

それから、いまの物価対策七項目の中に公共料金を入れておりませんのは、御承知のように、昨日本院の本会議で御審議をいただいたわけでございますが、国鉄の運賃値上げの問題があるわけでございます。これを一方に出しておられるが、公共料金は上げないというふうなことを政府みずから言うことは、これは二律背反である、こういうふうに考えまして、この点に触れておらないと、こういうことでございします。

○前川旦君 私はその二律背反を避ける道、しかも一番国民が喜ぶのはやはり国鉄運賃の値上げを凍結することしかないと思ふんです。現に一流新聞の論説に凍結すべきであるという意見が出てます。ですから、いま国鉄運賃を出しているから、政治的な判断で本質を曲げちゃいけないと思ふ。ですから公共料金を極力押える。いま政府に直接やれることは公共料金だけじゃありませんか。たとえばいろいろな金融政策にしても、それは何といふんですかね、ワクをつくるだけですね。直接やるわけじゃないでしょう。そうすると、これほど物価が過熱しているときに、政府がやれることは、直接やれること、一番強力なことは公共料金の問題でしょう。それであれば、単なる政治のメンツの問題ではないと思ひます。メンツが大事か国民が大事かという、私は国民のほうはずっと大事だと思ふ。ですから、国鉄運賃の値上げを凍結する、公共料金を凍結する、そこ

までやはり思い切った姿勢がないと、どうして物価の上昇を押えられるんだらうか。私はひとつ姿勢の問題として取り上げたいと思ふんですね。もし物価のためにここでそれじゃ一年間凍結する、かりにそう言われたとしても、つまりねじやないかと、けしからぬじゃないかとそれが言うでしようか。だれも言う人はいないと思ひます。私はそういう勇断がほしいと思ひますけれども、私はいまの、国鉄運賃を出しているから、基本的な問題だから物価には入れなかつたというの、あまにも末梢にとらわれ過ぎてゐるんじゃないかというふうに、率直に言つて、思ひます。いかがでしょう。

○国務大臣(小坂善太郎君) 物価が大事だという点については同感で、私もそう思つてやつておるわけでございます。しかし、国鉄運賃法を提出しているということについては、私もそれは必要であると思ひます。前川さんのほうではそうでないとおっしゃるんで、この点は意見が分かれてゐるわけでございます。われわれは、やはり国民の足である国鉄を今日のような状態にしておくことは、いわば悔いを千載に残すことになる、今日、いろいろな困難はあつても国鉄の再建のための措置は必要であると、こういうふうに思つて法案を出しているわけでございます。一方に法案を出しながら、しかしこれは必要ないんだということはちよつと私も私としては言えないわけでございます。御意見が分かれておるのはその点でございます。遺憾ながらこの点は分かれたままになるわけでございます。これはやむを得ないことであると思ひます。

○前川旦君 私は、意見が分かれるのはやむを得ないと思ひますけれども、国鉄運賃は去年の臨時国会から問題になりましたね。ですから、その段階で、あるいは今度の定例会で再提案、提出された段階では、いまのようなものすごい物価高の時期とちよつとずれていたように思ひます。ですから、客観的な情勢が変われば改むるに遡還する必要はないと思ふんです。そういう機動性とい

うもの、これは機動性、機動性ということがずいぶん物価には大事だと言われておりますけれども、そういう思い切った機動的な発想法、それがほんとうの決断であり、物価に対して強勇をふるうことになるんじゃないでしょうか。私は、どうしてもこれは議論が平行線ですけれども、どうしても私はそういうふうに、それが正論だと思ふんですよ。どうなんですかね。

○国務大臣(小坂善太郎君) 国鉄というものはこれはどうしても必要なものでございまして、これを健全に持つていくということは、これは国民的な要請だと私も思つてゐるわけです。昨年のあの事態においてあの法律が通つておれば、これはもう問題ないわけでございますが、どうも残念なことが通らなかつた。そこで、さらに財政負担を多くしてことしまつたお願いしておる、こういう段階で、私もはもうどうしてあの法案は通していただきたいと、こう思つておるわけでございます。

○前川旦君 もう平行線で、これはもう歩み寄りがなくて残念な話です。

先ほど、小麦の売り渡し価格に先手必勝だというところで、なりふりかまわず農林大臣に要請をされた、この姿勢を私は了とします。それじゃ、この米価の問題が近づいてきました。もう当然の問題として早々に考えなきゃいけないときです。生産者米価がどのように推移をしようと、生産者米価が上がつただけでは物価に影響ありません。まして影響ありません。ほとんど影響ないと思ひますが、消費者米価が上がると、便乗値上げで、単なる奇年率で○・何なんと言つてゐるけれども、便乗値上げを入れたら、いへんなことになると思ひます。ですから、生産者米価がどうなるろうとも、経企庁としては先手必勝で、消費者米価は絶対に上げるべきでないという態度をこの際おとりになる時期が来ていると思ひますが、いかがでしょう。

○国務大臣(小坂善太郎君) 本年の米価の取り扱ひにつきましては、まだ政府部内で方針を決定し

ておりませんが、私といたしましては、政府売り渡し価格の取り扱い、物価や家計への影響にかんがみまして十分に慎重でなければならぬ、こう思っております。

○前川旦君 十分に慎重ということはだれでも言えることなんです。あたりまえのことなんです。ですから、それは長官が、経企庁としては、経企庁長官としては、生産者米価がどう上がつても消費者米価は上げるべきでない、こう強い申し入れを、先手必勝の、もうおそいかもしれない、しかしまだ間に合、いまやるべきじゃありませんか。慎重になんて言っている時期じゃないと思う。これは全体としての物価の上昇に大きく寄与すると思いませんか。いかがですか。もう決断すべき時期じゃありませんか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 十分慎重にいたしたいと思えます。

○前川旦君 十分慎重にというのは答弁をしないのも私は同じだというふうに思えます。それじゃ、長官としては消費者米価を上げるべきでないとお考えですか。それとも上がったもやむを得ないとお考えですか。私は上げるべきでないと考えていると思えますけれども、その点いかがですか。御意見を伺わしていただきたい。

○国務大臣(小坂善太郎君) 生産者米価は、大体、御承知のように米価が六月末から七月、おそくも七月中には開かれてきめられるわけです。従来消費者米価はそのときにはきめておりませんわけでございます。これはまあだ、先の話になりますので、どうもいま私が十分慎重と申し上げることで御理解いただきたいと考えておるわけでございます。私はどうもそこついででございますが、この点に關しては十分慎重にしたい、こう思っております。

○前川旦君 それじゃ、なおもうちょっと御意見を伺いたいですけれども、生産者米価をかりに一%アップすると、消費者米価をそのまま据え置いたとすれば、一%アップで大体百二十億ぐらい食費赤字がふえるといわれています。そうする

と、かりに一%上げて、差額が一%上げて、消費者を据え置いたとしても千二百億ですね。これぐらいの財政負担はあたりまえだと思っております。か、どうですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) これはまあ大蔵大臣の守備範囲でございまして、どうも私ここで公式の立場で意見を申し上げることを実は差し控えた、と思っておりますけれども、せっかくの重ねてのお尋ねでございますから私の意見を申し上げますと、これは一種の減税のようなものであるというふうに私は考えておるのであります。あるいは社会保険と申し上げてもよろしいでしょう、負の減税になる分もございまして、そういうふうにも考えております。

○前川旦君 そうすると、食費赤字が三千億になったといつて騒ぎだしたのは昭和四十四年くらいからでしょうか。いまも三千四百億くらいですか、食費会計の赤字は、あまり変わっていませんね。その間に貨幣価値はほとんど変わりました。新幹線一本つくるのに幾らぐらいいかかったでしょうか。あれは三千億ぐらいいかかったでしょう。か。いまはそれから判断すると、貨幣価値なり財政規模の大きさをからいって、三、四年前とはうんと違っていると思えます。しかも四十八年度で、何と試算が出ていっている話も聞いています。そうすると、いま言われたように、採算で、たとえば生産者米価を上げた、赤字を減らすために自動的にスライドした、一種のスライドみたいなことが、消費者米価を上げるんだとか、そういうところば、勘定でこの米の問題を考へちゃいけない、それに入れる金はもう社会保障制度だといふに考えるべきだ、こういうふうには割り切ったお考えで進まれるんでしょうか。いまの話ではそういうふうには伺いました。そういうふうには受け取つてよろしうございしますか。

○国務大臣(小坂善太郎君) ですから、これ、申し上げるように、大蔵大臣が守備する範囲でござ

いまして、私はむしろ意見を申し上げたわけ、そういう方針を決定して済むということではございませんが、私は消費者米価というものが安く保たれるということが、こういう物価高の際でございしますから減税をしたと同じような効果を持つのではないかと、あるいはまた、ものによっては負の所得税、すなわち税金を納めない人に対しては安い食糧が保持されるということは、一種の社会保障的な役割を持つものであろう、こういうふうには理解しておるということを申し上げておるわけでございます。

○前川旦君 先の話であるということでございます。米価と、米価の関連で、しかし、この小麦の価格の据え置き、売り渡し価格の据え置きについてはたいへん勇断をされました。したがって、消費者米価が問題になるときは同じ姿勢で、先手必勝でやる、こういう何というか、たいへん私はびっくりな姿勢だと思えます。それでいられる決意ですか。もうそれでやめておきます。その決意を伺っておきます。

○国務大臣(小坂善太郎君) 実は小麦は外国から輸入するものが多いので、国内産の麦はだいぶ低価格のためになくなっておるわけですね。外国の影響でこちらの消費者がいきなりもうそれをかぶるのは何としても避けたいということ、とばつとこちらへ行動したわけですね。ところが米価の決定の際には、御承知のように消費者米価と生産者米価の兼ね合いとかいろいろ問題が出てまいりますものですね。生産者米価を決定される前にいきなりこの方針を打ち出すというとはいえないものであろうかという配慮も、実は私個人としてはしてゐるわけなんです。そういう意味で、先ほどからの御答弁で大体私の考えはおわかりいただけたと思ひますが、私は、できるだけ国民の主食を安く保つということは非常に必要なことだ、ことに物価が非常に上がっている際でございますから、これはたいへんに必要なことである、こう思っているわけでございます。いずれにいたしましても、消費者米価というものはこれは

秋口になってきまるものでございします。その近くになって、いずれにしても生産者米価がきまつたあとできめないと、やはり一種の両米価同時決定というふうなことは従来から盛んに問題になっておりますので、こゝへ巻き込まれるのを実は懸念いたしている次第でございます。

○前川旦君 いまので、それじゃこれはもう了解しませんけれども、終わります。

ただ、私はちょっと気になったこと、私は人のことばじりをつかまえたたりするのはきらいなんです。しかし大蔵省の守備範囲ですからというものがちょっとひつかかるのですよ。というのは、私これから少しづつまた聞いていく質問の中には、大蔵省の關係がたぐさんあるのです。ほんとうに物価を本気で考えようと思つたら、予算を編成する権限、そこまで手をつた、そこまで経企庁が持たない私は実効があがらないだらうと思ふ。予算編成は向こうでやっておいて、それを不可侵みたいなところで、外から意見だけ言つていたのでは実効があがらないだらうと思ひます。ですから、私はこゝばじりとらえるのはありませんが、ちょっと気になります。

それじゃ食糧の問題が出ましたから、物価、特に消費者物価の上昇については、生鮮食料品は一番実感としてたえるところです。たとえばことの野菜、昨年に比べて軒並みにたいへんな値上がりです。私は一々数字は、ここにありませんけれども、時間がなくなりますから、ホウレンソウだ、白菜だ、ネギだ、大根だとかについて一々申し上げませんが、たいへんな昨年に比べて値上げですね。これに対してどういふ提言をなさるおつもりなのか、これは衆議院で四月の十七日ですか、小島政府委員さんの御答弁で、だんだんと野菜がよくなりつとあると言つて答弁しておられますけれども、このあとからキャベツ一つ三百円ぐらになつたのではないでしようか。ですからなかなか、野菜の問題はあまり樂觀できないのですよ。そういう意味で、どういふ政策をする、提言

をするおつもりなのか、伺いたいと思います。政府委員の方、どうぞ。

○政府委員(小島英敏君) 確かに最近の野菜の暴騰が消費者価格の高騰の非常に大きなファクターであることはおっしゃるとおりでございます。ただ長期的に見ますと、数年前に比べましてかなり野菜価格のサイクルといえますか波の幅が小さくなっていることは事実でございます。数年前までは野菜サイクルという一年おきのカーブというものがございます。非常に価格が高騰すると、その翌年は作付面積が非常にふえて、今度は供給過剰になって暴落する、そうすると今度は作付面積が非常に減ってしまつて、またその翌年は暴騰する、そういう一年おきの野菜サイクルというのがあったわけでございます。ところが、数年前から、これ、企画庁の政策会議の提言にもございまして、指定産地の拡充、それから価格保障というところで、これは特に秋、冬ものが中心でございまして、これも非常に価格が低落してしまつた場合にも、過去の趨勢的な所得に対して七割とか八割とかいうものは必ず所得を保障すると、そういう形の価格保障制度が実現されて、そのために、昨年あたりは天候のかげんが非常によかったというところも原因でございまして、同時に、そういう生産増強対策及び価格保障対策というものがやはり長期的にはだんだん効果を持ってきておると私も信じているわけでございまして、けれども、一昨年、昨年と二年にわたつて、非常に野菜価格が暴騰しなかつたわけでございまして、今回の値上がりはやはり異常でございまして、どうもことしの冬から春にかけて、一、二月あたりが暖冬異常といふことで、三月、四月ごろに本来ならば出荷されるべきものが非常に早く出荷されてしまつて、したがつてそのころは値段が下がつたんですけれども、三月、四月ごろにかけて非常に品不足を生じて、これが今回の暴騰の原因でございまして、品不足の期間というものが非常に短期でござ

います。秋、冬ものが暴騰いたしますと、それから冬にかけて、年越ししてまで非常に品がすれ期が長く続くわけでございまして、そうすると非常に深刻なんですけれども、今回の場合は比較的短期で、すでに春ものが十分出荷できておりますから、その意味では、いままでの価格保障対策というものが秋、冬ものの野菜を重点に考えておりましたのが、今回は虚をつかれたということ、春ものについてやっぱり、短期的ではありましたが、これは農林省とも反省しているわけでございます。今後やはり価格保障等についてさらに拡充していく必要があるというふうに思っております。

○前川且君 そこで、長官にお尋ねします。

さっきの問題に返りますけれども、結局、価格保障というのをちゃんとやって暴落を防止するということが乱高下を防ぐ第一歩なんですね。御存じのとおりです。あとは天候はもうしょうがありません。天候による豊凶はしかたがありません。これはコントロールできませんから、ですから、価格保障ということになりますと、四十八年度の予算で見ると、これはわずかに五十七億千三百三十一万円です。この中には、果が単独でやっております事業の補助金、それは半分補助してあります。これが二億入っています。私、拾い出して見た。大体これ間違いないと思ひます。わずかに五十七億ちよつとなんです。かりに十倍にしても五百七十億です。かりに十倍にしても五百七十億です。大蔵省の予算を編成するところを神聖不可侵のようにしたのでは物価対策はできぬといふことを言いたいんです。やっぱり経企庁が手を突っ込んで、こういう予算をふやせと言つて発言力を持つところまでいかなないと実効があがらないだらうと思ひます。どうでしょう、その点は、数字はどうですか、大体この数字は合っていると思ひます。

○政府委員(小島英敏君) 数字はおっしゃるとおりだと思います。現実には私も、いま物価関係

の予算につきましては事前に手を突っ込んでおるわけでございまして。全然、各省から大蔵省に要求をして、それを大蔵省独自の見解で政府案をつくるということではございまして、年末の実予算要求をいたします段階で、まず各省からヒヤリングをいたしまして、企画庁としても、来年度の物価関係の予算、主としていまおっしゃる生鮮食料品とか流通対策が中心でございまして、ヒヤリングをいたしまして、それから当方としてもどういうものが特に重要であるかということ、ランキンクをつけるわけでございまして。それで、年末の第一次内示がある前にもいたしまして、内示がありまして、私のほうで二重まるをつけるとか一重まるをつけるということ、特にこの項目は物価対策上重要であるということ、ランキンクをいたしまして大蔵省に意見を申し上げております。決定権は、当然これは大蔵省でございまして、けれども、いままでの実績で見ましても、かなり大蔵省が企画庁のそういう意見を重視して予算をつけていることは事実でございまして。

○前川且君 いろいろ努力しておられると思ひます。全然努力してないなんて言つてない。ただ、私は、ほんとうの物価対策をやろうと思ひます。いまの、向こうと意見調整をしてランクをつけてというふうな、何かこう遠いような感じですよ。ですから、物価の問題は企画庁が予算をつくる、それはストレートに大蔵省は承認するといふぐらゐの強い権限を持たないと、私はなかなか実効があがらないと思ひます。これは意見として申し上げておきます。

酪農はどうですか。牛が減つていつております。これは小さな酪農家、ほとんどいま廃業しているんです。そして肉が不足していますから、高いですから、つぶしているんです。このままいふたら飲用乳まで影響します。これは物価の問題ですよ。どういふふうにこれは意見具申されて勧告されますか、どういふ方針で。これは政府委員の方、どうぞ。

○政府委員(小島英敏君) 従来から、先ほど申しました物価安定政策会議の第一部会というところで野菜の提言をし、それから、昨年でございしたか、水産物についての提言をいたしまして、これらがいずれもそういう関係の予算の上に反映されているわけでございまして、遺憾ながらいままで肉について企画庁で系統的に勉強をして意見を言つたことがございまして、今度物価局ができました、物価安定政策会議も当然新しいメンバーで再開されますので、ここでやはり肉の問題を長期的に、いまおっしゃる通りに、やはりこれから所得の上昇に伴つてますます肉に対する需要がふえていくと思ひますし、魚が御承知のようなことで、全部ではございせんけれども、ものによつて、やはり消費者が非常に汚染を心配するような動きもございまして、肉というのがやはり将来需給が一番逼迫しがちな品目であると思ひますから、短期対策、長期対策を含めまして、物価安定政策会議で勉強をし、その結果を今後の予算の上に反映してまいりたいというふうに思っております。

○前川且君 これから検討するということ、何か、こう聞いていて、これから検討するということ、で、いらいらしてきます。御承知のように、これは食肉——牛肉はたいへん不足で、これは国連のFAOでも、これからますます需給関係は逼迫するといふ推測をしています。それから、国内もこれは減つていきます。国内の肉牛の生産も行き詰まり、それから輸入だつて、それだけの輸出をするだけの余裕を持った国が一体これからあるんだらうか。アルゼンチンなんかでも一週間おきに肉なしデーをやつていまして、それからニュージーランド、オーストラリアだつてそれだけの力があるかどうかわかりません。せつかくことしの上半期で七万トン輸入されるといふても、倉庫がなくて腐臭を発しているといふようなことも新聞記事に出ています。ですから、よっぽどこれは力を入れなければいけないと思ひます。ですから、できるだけ早く対策と計画を講じて、生産者

との間あるいは農林省の間で調整をしていただきたい、こう思います。

それから、小麦、大豆、こういった輸入ものと、それから飼料等の国際価格はたいへん値上がりしていますね。これの将来の見通しと対策をどう考えていらっしゃるのか。たとえば小麦の国際価格はたいへん上がっているのと、一体アメリカがそれだけ将来供給するだけの生産量をこれから持つのかどうかということも一つ疑問があります。それから大豆、これだって同じだろうと思えますね。それから飼料は、特に畜産に徹底的な影響を与えるものであります。そういう意味で、国際価格の暴騰とこれからの需給関係の逼迫というものを踏まえて、どういう計画を立てていらっしゃるのか、どういうふうに見えています。しゃるのかをお答えいただきたいと思えます。

○政府委員(小島英敏) 実は、アメリカは中長期的に世界に対する食糧の供給国として農業を考え、産業構造を考えていると私も理解しております。現実には、現実にそうだと思うんですが、それがどうもこの間のような動きが出てまいりますと、非常に世界に対してそういう一種の国際分業論に対する不信といえます。確かに日本は、いままでの輸入政策というものは、価格差が相当外国と日本の場合には、やはり安い食糧を輸入をして、それによって価格の安定をはかるうとしてきたことは事実でございます。そのために自給率、どうも一時に比べればやや下がっているわけでございますけれども、昨年末以来、大豆にしろ、あまいものにしろ、あるいは飼料等の値上がり、暴騰によって、そういう動きに対して一つの反省期が来ていることは事実でございます。安いかからといって外国からだけ依存して自給率を下げていくことは、やっぱり長期的な作戦としては危険である、ある程度重要食糧については自給率を高めることが必要だという説がかなり有力になっていると思えます。ただ、何でもかんでもそれじゃ従来の線を逆にして自給率を極力

高めるのがいかにいうと、これはなかなかそうも言えないというわけでございます。非常にや

はり国内産の価格が国際レベルに比べて高過ぎるものについては、それだけの自給率を高めていこうと思えば、非常に膨大なやはり財源が必要になり、それは結局国民の税金の負担を高めるということになりますから、両方の極端はやはり望ましくないんで、重要物資の重要性その他において、ケース・バイ・ケースにやはり考えていかざるを得ない、両方の中間で考えていかざるを得ないと思っております。おっしゃるような設問は、ですから新しいこういう事態に対して非常に重要な問題でもございまして、これは農林省自身が本格的にやはり長期的な農業政策のあり方を考えつつあるわけでございます。企画庁がいまの段階で、いまの御質問に対して自信のあるお答えをすることができないわけでございますけれども、当然これは農林省もやることでございまして、企画庁といたしまして、側面的にそういう研究を進めて、新しい農業政策のあり方というものを考えていかなければいけない時期にきているというところを痛感しているわけでございます。

○前川旦君 私、いまの御答弁でたいへん重要なことを感じました。というのは、経企庁は非常に優秀なエコノミストの集団ですが、従来から農産物については国際分業論をとりまわっているが、従来から農産物については国際分業論というものは、もうこれから成り立たなくなる可能性もあるんで、そうじゃなくて、自給率という問題も取り入れて考えていかなければいけない転機だというふうに受け取りましたけれども、そういうふうに考えていいんでしょうか。

○政府委員(小島英敏) 国際分業論を全然一〇〇%否定するというものではございません。先ほど申しましたように、完全な国際分業論も危険であるし、完全な自給率向上論も行き過ぎなので、その間をやはり合理的な線を見つけていくという、

非常にむずかしい問題でございすけれども、私の真意はそういうことでございす。

○政府委員(宮崎仁君) やや長期の問題でございすので、私からもちよつとお答えを申し上げておいたほうがいいと思ひます。

今度の経済社会基本計画の作業におきましては、御承知のように、食糧の自給率という点では明示した数字は出ておりません。おりませんが、農林省が昭和五十七年度を目ざした長期の見通し、大体現在の自給率横ばい程度でございす。したが、その線をほぼ是認したかつこうでこの計画はつくられておるといふことでございす。したが、いまして、その内容といたしましては、たとえば米とか牛乳とか肉類のように非常に高い自給率を持つものと、それから麦類のようにほとんど輸入に依存するものというふうな、作目によって明確に分けておるわけでございます。この考え方はいまでも変わっていないと思ひます。この考え方は、いま御指摘のように、最近世界の食糧需給の問題について、いろいろの御意見が出ております。学者の間でもたいへん不安な見通しを立てるような方も出てまいりました。そういう状況でございすので、私も似た見地から、一ぺんこの辺についての世界の実情をもう一ぺん調べてみる必要がある、そうしてその上に立つて、いまの食糧自給に関する政策の展開というものがこのままでのいかどうかというところを場合によっては見直す必要があるかもしれない、こういう感じを持つております。それで、農林省のほうともお話をいたしておきますが、これからフォロアップ作業の一環としてそういう検討を続けていききたい、秋ごろまでに結論を出していきたいと、こういふ思ひでおる次第でございす。

○前川旦君 食糧の自給率の農林省が出しているあの見通しを大体取り入れたというところでありますけれども、あの見通しが甘くなってきた。たとえば畜産なんかの自給率は現在の自給率についていけるけれども、それは飼料が全部外国ですからね。

それを換算していくと、どうんと落ちてしまふ。しかもこの飼料の輸入が、これからいままでも同じように好きなんだけいでも買えるかというところ、それはちよつとわからない状態でしょう。もちろんいまの異常気象といふのはいつまで続くかわからない。ですから、いまの異常気象を前提にしていろいろ考えるわけにいかないけれども、人口の増というものは、これはもう絶対に動かせない事実、ちゃんと数字の出ることです。ですから、あと二十七年たつた西暦二〇〇〇年には七十億になるだろうといふのは、もういまの伸び率からいってかなり疑いのない事実だと思ひます。そうしますと、倍になりますね。そういう中で、これからやはり長期的に見ると、食糧というのは、あと二、三年はまだ過剰がみが続くかもしれないけれども、すぐもう不足に移っていくだろう。そういう中で、もう国際分業論というものは成り立たなくなっていくと私は思ひます。これは私の意見です。ですから、極端な国際分業論といふけいなく、小島局長は言われたけれども、私はそうじゃなくて、非常に大きなカーブを描いて考え直さなきゃいけない時期が早く来るというふうには実は判断をしております。ですから、そういう意味で、従来国際分業論をとっておられたからなかなか転換がむずかしいといふことじゃなくて、君子は豹変するといふことばもあります。ですから、安全度を十分とってこの食糧問題を考えていただきたいというふうに思ひます。これはまあ要望をしておきます。

そこで、だいたい時間を食つてしまいました。先ほどからこわい顔をされてらんでおる人もおりますんで、私はまだ設備投資の問題、それから土地問題、それから管理価格、それから消費者保護、準備しておきますけれども、ちよつとこれはもし時間があればということでも、あと回しにして、公共事業のですね、これは長官にお伺いしておきましよう。公共事業の執行繰り延べですね、いまやつていらつしやる。これは年度を越えてやるべ

きたという御意見でしょうか、どうなんでしょう。

○国務大臣(小坂善太郎君) 目下内閣できめておられますのは、年度内調整でございまして、前半に五九・六、あとは後半に消化するという考えでございまして。

○前川旦君 それで、その方針を要すにお行きになるのか、もう年度内を越えてやらなきゃいけない時期だというふうに判断をしておられるのか。いまきめておられるのはわかりました。長官のお考えと判断をお示しいただきたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) まだ関係者とよく話しておりましたが、目下のところ時期調整でやっています。

○前川旦君 たとえば四十七年度の予算、これはたいへん大きな補正予算を組みましたね。この四十七年度予算が過去に例がないほど使い残しを出しているという事実をどういうふうにお考えになりますか。実際問題として、数字でいいますと、これは新聞に出た数字であります。間違いないと思ひますけれども、四十七年度全体の公共事業の施行状況で見ると、一般会計、特別会計、政府関係機関など合わせた公共事業費六兆四千九百億円のうち、支出を終わったのは九〇・八%、未支出が九・二%ですね。これは五千五百八億、これが四十八年度に繰り越されている。この繰り越しは率、額とも例年を大きく上回っている。こういうふうに消化し切れないでいるということ、前年度をどういうふうに評価なさいますか、御意見を伺わせていただきます。

○政府委員(新田庚一君) 正確な数字をいま手元に持っておりませんが、大体例年支払いペースで七、八%程度の繰り越しがございました。四十七年度は九・二、三%ですか、九%台のキャリアオーバーで、若干キャリアオーバー率としてはふえておるのは事実でございまして。この理由は、やはり昨年度の公共事業費の補正がかなりの大型で

あったというところで、年度内の未消化率が若干上がったということではないかと思ひます。

○前川旦君 この公共事業費の執行繰り延べを前半でやっても、実際にはいま前年度の工事を実施している例が多いわけですね。ですから、これはどうなんでしょうか、実際問題として資材等の値上がりもありますし、年度を越えての繰り延べというものを考えるべきじゃないんです。私はそういうふうにお考えを申し上げます。それで、現に新聞の論調もそういうふうに出てます。年度を越えた繰り延べをやるべきだと。ですから、これについては企画庁はどういう御意見を持っていますか。先ほどの長官の答弁では、意見ではなくて現在の状態をお答えいただいたわけですから、御意見として私は伺いたいんです。年度を越えた繰り延べについての判断、評価、すべきであるという判断をなさるか、その辺のどういうふうな御見解をなさるか、その態度、姿勢、お考えをあらためて伺いたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) 目下一応の年度内調整ということでは、先ほどの御見解を踏まえて、その後のセメントの需給の状況であるとかそれから全体の労働関係であるとか、そういうものを見たりしております。まだもう少し調整を要するようには思ひますが、その点は私もさらに調整強化の考えを実は持っておるんでございまして、これは全体としてまだ話し合つたことはございせん。そこで、近くそれをやはり検討しなければならぬと思ひますが、結果としてそれが後期にいつたものが年度内消化になるかどうかという点については、いまのところ後半期に相当に需要をまた喚起する必要があるかもしれない。いまの財政金融の締め方からいって、もしオーバーキルというふうな状況で景気に若干のステイミューラスを与えたほうがよいという状況になれば、これは全部消化してしまふことになりまして、これはそのときにやらぬとわかりませんが、いまもう少し締めたほうがよいというふうには私は、個人の意見で

ございまして、さような気持ちを持っておりま

○前川旦君 オーバーキルになるかどうか、もう少し見てみなければわからないのは、これは将来のことですからね、いま予測してはするということもあります。しかし朝方の御意見では、いまの状態でもオーバーキルになるんというところは、おそれないだろうという御意見——というまあ判断、これはたまたま狂つても、これは別に責められる問題ではないと思ひます。将来のことですから、わかりませんけれどもね。判断がありました。そこで、私は最近の世論の動向をみますと、むしろ減額補正までいくべきである、こういう意見が強くなつています。これについては長官の御意見はいかがですか。たとえば具体的にいつて、福祉関係に何かあるもの、これは老人ホームだとか病院だとか学校とかいろいろあります。このううのを減額しちゃういけません。それから生活関係、たとえばガードレールをつくったり、歩道をつくったり、住宅をつくったり、まだいろいろあると思ひます。下水とかね。こういうのもいけません。たとえば高速有料道路とか、新幹線とか、それから産業道路とか、産業用港湾工事とか、いろいろあると思ひます。工場誘致のために埋め立てとか、選別をして減額補正を思ひ切つてやるべきだというふうには思ひますが、この点についての御意見はいかがですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 生活保護の関係であるとか、あるいは福祉の関係であるとか、そういうものを除きまして、減額補正を考へるべしという御意見があることはよく承知をいたしております。これは傾聴すべき意見と思ひます。ただ、どうすべきかについては、私もまだ政府部内で相談をいたしております。十分御意見のあるところは尊重してよく考へてございまして。

○前川旦君 政府内で相談をなさつて出てきた結論は新聞発表するなりされるのですから、ここで質問する必要はないのです。ここで聞いているのは、減額補正をすべきであるという論議が高

まってきたるけれども、経企庁長官としてはどういう立場をおとりになるか、つまり政府の中でどういうふうな発言されるのか、どういうふうに主張されるのか、どういうふうなこの政府のけつを引つぱつておいきになるおつもりなのかというのを聞くのが、私は委員会のこの場の目的であると思ひます。決定したあとでしたら新聞を読めば済むことですから。その点についてのもつと突つ込んだお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) どうも味もたいしてない御答弁になると思ひますが、これは今後の推移を見て十分考へたいと思ひます。ただ、一般論として申し上げますと、私は大体心配性のほうでございまして、どうも現状は少し縮める必要があるというふうに、一般論として考へております。

○前川旦君 政府の物価政策については、一億の国民が企画庁長官に期待をして、水戸黄門になつてほしい。これは水戸黄門になると言われたのは経企庁長官みずからではなかつたのでしょうか。そこまでするほどはいいという意見を持っています。ですから、いまのような問題でも、何も私、午前中に大阪発言を取り上げたからというのじゃなく、もっと、おそろしく個人の意見として、前提をつけていただいていいのですけれども、すばすばと、物価の番人としてもみな期待しているのです。からね、期待にこたへる切れない発言というものをしてもらうわけにいかぬものでしょうか。先ほどいろいろありましたけれども、どうでしょう。——そう思ひますけれどもね。

そこで、これはいまの物価上昇、土地問題にしても、インフレの発火点となつたのは日本列島改造論であることはもう間違いないのです。どんなに否定をしても否定し切れないと思ひます。これはおそろしくいまの総理のごくわずかな周辺の人がいりう説を立てるかもしれないけれども、ですから、いまの公共事業費の減額補正にしても、私も同じ立場なんです。結局、この日本列島改造論との訣別ということが、これは清算ということが

ほとどの御答弁にありましたように、所得倍増計画とか新社会経済発展の基礎として雇用の増大をしていったという経路で、そしてまた成長率も二けた以上になってきた、急激に上がってきたことに對して一つのあらわれがあるんだというようなふうに私は伺いました。しかしそうでありながら、商社の投機とか大企業の管理価格をやっておるようなこととか、流通機構のまことに複雑化してきていることとか、公共料金の値上げはしないといけないながら、公共料金の値上げをやってきて、あるいは消費情報収集の欠除等、いろいろな要因が重なって今日のこの物価高騰というものの

て、小手先だけではだめなんだという考え方の上に立っていかねければならないと思うわけですが、今年度の物価上昇率を何％に押えていくかということは何回も聞いているわけでありますが、はたして経済企画庁長官が言われているようなその上昇率で今後の見通しがつくのかつかないのか、現時点においてどうなのかということをまづ伺っておきたいと思います。

○国務大臣(小坂善太郎君) 最近の物価の情勢といふものは、宮崎委員の御指摘のように、どうも私どもがこの一月にきめました四十八年度物価のの見通しをだいたい上回つておる、これはもうそのとおりでございます。私どもはこの情勢に対処いたたしまして、先ほどからいろいろ申し上げておりますような施策を中心として、何としても物価の異常なる騰勢を断ち切る決意でございます、この

ために、ひとつ物価問題というものは内閣の施策の最優先として取り上げてまいるということをお願いして、閣としてきめましたようなわけでございまして、ひとつ全力をあげて物価の安定に邁進して、国民の御期待に沿わなければならないと思つてゐる次第でございます。

○宮崎正義君　上昇率はいいんですか。どれだけに現在予定されているもので、そのものの形態でもてるのかもてないのかということですね。

○国務大臣(小坂善太郎君) その点はいへんつらいところでございまして、なかなか現状ではむずかしいと言わざるを得ませんが、ただ、どのくらいになるというようにを申しまして、いわばこの際私のような立場の者がそれを申しますことは百害あつて一利なきこととございまして、いまの私の気持ちとしては、全力をあげてこの物価の騰勢を抑える、そしてその後において、年度の見通し等についてもまた考えさせていただきます、かように思つておる次第でございまして、いまこれでもいいとか悪いとか、何%になるとかいうようなことを申し上げることはひとつ御勘弁を願いたい、こう思つておる次第でございまして。

○宮崎正義君 それでは基本が大体きまらないんじゃないかと思ふんです。こういうふうにして、こりうふうなことに合せて進んでいくんだというふうな当然計画、企画というものがなされなければならぬんじゃないかと思ふんです。そういう面からいまして、何%で押さえていくんだというところが明確に言えないというふうにおつしやるわけですけれども、御売り物価を考へていきました、対前年比の面からいきました、一・二・三%、また消費者物価にしまして、前年の同月に対しまして一・六%という現状から見ても、思惑どおりにこれはいかないんだというところはつきりしているんじゃないかと思ふんです。ですから、そういうパーセントの上から見ていきまして考へられるんじゃないでしょうか。これぐらいでなければならぬというところは言えるんじゃないでしょうか。

それからまた、私が申し上げるまでもなく、御売り物価の上昇は三カ月ないし半年後に結局また消費者物価に反映してくる、あらわれてくるというところはもう論をまたないわけですから、したがって、五月の御売り物価等を見ていきまして、先ほど御答弁にもありましたように、この秋には相当物価上昇というところは避けられないだろうというところを、御答弁もあつたようですが、こりうふうな点から考へていきまして、私はこ

こでもう少しはつきりした御答弁を聞いて、次に進みたいと思ふんです。

○政府委員(小島英敏君) いままで分析ですと、御売り物価の上昇というものが相当時間をおいて消費者物価に反映してくる。過去のモデル計算ですと、一年とかいうような数字もあつたのでございまして、最近の状況は必ずしもそうではございませんので、消費者物価の構成品目の中で、ウェートから申しまして約半分のものが御売り物価の構成品目とは一致をしておるわけでございます。そういうことで、昨年の夏場以降御売り物価が急騰いたしました、しかもそれが初めの段階ではおもに木材の暴騰だったわけでございますけれども、その次の段階で繊維とか食料とか雑品とかというものの御売り物価が御売り物価上昇の八割、九割を占めるといふようなことで、これが非常に早く消費者物価に波及してまいりました、昨年十二月以降消費者物価が非常に上がりまして、昨年は、まさに御売り物価のそういう上昇が予想よりも非常に早く消費者物価に波及しつづつてある、現在もなおその状況は続いているということであると思ふんです。

で、問題は、その御売り物価の上昇率が、ことしになりましたからとられました金融引き締め政策その他によつて、思惑的な投機的な動きというものが、三月までがピークで、四月に入りましてからようやく各種の効果がきき始めて、上中旬と〇・一%ずつ下落するということで、私どもの感じでは、どうやらこれで御売り物価の上昇が終つて横ばいに入るのではないかと期待したわけでございますけれども、その後、どうもこの四月の下旬以降五月にかけて御売り物価がまた微騰をする。昨年後半のような暴騰ではございませんけれども、相当根強く上がつていっているわけでございます、したがつて、これではいかぬというところで、現在さらにこの金融引き締めあるいは財政面の調整等、総需要の調整が行なわれつつあるわけでございます、何はともあれこの御売り物価をまず安定させるということが当面の物価対策の基本で

ございまして。そうすれば、消費者物価に対する影響というものが多少のタイムラグをもつてあらわれてまいるといふふうに思ふわけでございます、その意味で、この御売り物価がもしおさまらない場合には、先ほど申しあげましたように、さらに追加的な財政金融政策というものの引き締め強化が行なわれるということが必要であらうと思ふんです。

そこで、その消費者物価でございましてけれども、多少のタイムラグをもつて御売り物価のあとをくつついていくわけでございますから、まあ上り方が、実は流通過程及び消費者まで含めて一種の先高見越しの買い急ぎが行なわれて非常に暴騰したわけでございます、五月以降は、上がり方としては三月、四月よりも徐々に下がつてまいりと思ふんです。ところが問題は、去年の五月、六月、七月あたりというところがほとんど安定いたしておりまして、そのためにことしの五、六、七あたりは、前月に対する上昇率はかなりなぶつてまいりました、前年同月に対する上昇率はやはり少しずつ高まつていく必然性がございまして。そこで私も最近言つておりましたのは、対前年同期が少しずつ高くなるからといって、物価情勢がますます悪化しているというふうな一般の人に受け取られまして、これはまた早く買い急ぎしなければいかぬというふうなムードが出てまいつて非常に困つたことになりましたので、正しく情報を伝達して、対前年同期は少しずつ高くなつても、前月比で見ても上り方がだんだん鈍つていくに違いないと私も思つておりますので、この点をよく消費者の人にも納得してもらつて、買い急ぎ的なムードが起きないように努力してまいりたいと思ふんです。そういういたしますと、これはまあ八月以降、去年の動きも消費者物価がかなり上昇率が高くなつて、十二月以降は相当の勢いで上がつておりますので、本年度の後半になりますと、前年に対する上昇率というものがむしろ下がつてまいり時期が参るに違いないというふうに見ているわけでございます。

○宮崎正義君 その御売りの物価がどんどん上がつていくと財政金融政策をとる以外にないと言われるんですけれども、これはどんなふうな考え方でおやりになろうとするんですか、今後、御売り物価がどんどん上がつております。具体的に私の調べたものを申し上げてもいいわけですが、モチ米が二八%、生糸が六三%、スワ糸が二九%、ゴムが二八%、こりうずつとあります。むしろ局長のほうから答弁していただいたほうが、私がこれを各品種ごとに申し上げるまでもなく、御答弁願つたほうがずっと正確だと思ふんですが、まあ言いついでに申し上げますと、セメントが二七%、銅が二五%、ポリエステル糸が一九%、酸化チタン、それから上質の紙——上質の紙なんかはこれは全く上がりつぱなしになっておりますが、これは一六%、亜鉛が一五%、構造用鋼あるいは硫酸とか、それが八%、棒すず、ガソリンあるいは綿糸が七%上昇している。これが二月以降上昇している。これが現在まだこれより上がつてきているという形勢になつていっているわけです。したがつて、先ほど御答弁があらわれた財政金融政策というものによつて押さえていく以外にない、まかなつていく以外にない。じゃ何回これを繰り返していけばいいのかということになるんですけれども、どうですか。

○政府委員(小島英敏君) 金融引き締めの影響というものが即時的に効果を及ぼすものでございまして、金融引き締めといふものは、二つの面で国民総支出に影響いたしますけれども、一つは在庫投資に対する影響でございまして、これは比較的早く、金融が詰まつてくれば、流通段階等にたまつておりますものが売りに出されて相場を冷やすという効果がございまして。

それからもう一つは、やや長期的に、長期と申しますか、半年とかその他それ以上の期間を置いて設備投資に影響をしておりますということでございます、私どもの感じでは、やはり、この間実は発表されました流通過程の在庫の動きというものが、どうも私どもの思つていたほど多くない数

字が出ておりますけれども、なかなかこの在庫統計というのは正確な把握がむずかしいとございまして、いろいろ耳で聞きますと、相当な在庫の状況だといふこともございまして、やはりこの流通過程の在庫といふものはまだかなり余裕があるに違いないと思ひます。これは、ですから金融引き締めを再度行なつたことによつて、その影響が徐々に出てくると思ひますし、もし出てこなければ、さらにもう一段の引き締めをするといふことであらうと思ひます。

それからもう一つは、やはり財政需要に関連した物資が、基本的に供給力と需要とのバランスがやや窮屈になつてきて、基調的に値上がりをしていくといふものもございまして、これは、この間の財政支出の調整効果もございまいし、時期を見て、先ほどの御答弁にございまして、たよりに、必要があれば次年度への繰り越しということも当然考へるべきだと思ひます。そういうことでやはり調整をしてまいるといふことでございします。

それからもう一つ、消費財の原料と申しますか、半製品関係の卸売り物価がかなり上がつておりますのは、これはやはり消費需要が相当強いといふことも事実でございまして、これに對しては、やはり直接財政とか金融とか、まあ金融面は、先ほどの在庫投資の吐き出しということがきいてまいれば卸売り物価が下がるべきでございしますけれども、基礎的にやはり供給力をふやすといふことが非常に重要でございまして、先日四月の十三日にきまりました閣僚協の総合物価対策の中におきましても、特に繊維品等を中心に特恵関税の天井をはずしまして、極力やはり後進国からの輸入をふやすという措置がとられておりまして、それでなくても、この間からのレート調整等の結果相当最近輸入がふえておりまして、承認統計などでは前年同期の二倍近くふえておりますし、特に製品輸入が非常にふえておりますので、今後これは、この間とられました特恵関税等の措

置がむしろ今後にきてまいりますから、輸入面では相当やはり相場を冷やす効果がこれから出てまいるといふふうに思つております。

○宮崎正義君 最初に、私はこの問題に入つていく前に、総合商社といふか——これは通産省の人、来ておりますか。牧野官房審議官ですか。総合商社十社を説明していただいて、さらに、一九七二年度の売り上げ高はどれだけあつて、それが国民総生産の何割に該当しているのか、さらに新聞等で報道されておりますが、七三年の三月期の決算がどんな上昇になつていくのか、それからさらに、それに対する、品別別にどういふものが一番多く占められているのか、そういう五つの問題をまず話していただいて、それからいまの小島局長の答弁に對してまた質問を続けていきます。

○説明員(牧野隆守君) 大手十社——三井物産、三菱商事、丸紅、伊藤忠、住商、日商岩井、トーマン、兼松江商、安宅産業、日綿実業の本年三月末決算でございまして、まず売り上げ高が十四兆四千二百九十八億円でございます。前期比一八・七割の増でございまして、それからこの内容でございしますが、このうち輸出が二兆五千二百六十九億円、輸入が二兆七千八百三十三億円でございます。それから経常利益でございまして、九百二十四億円、前期比三百三十六億円の増でございまして、なお、純利益が三百十八億円、前期比六十六億円の増と相なつております。

なお、商品別取り扱いでございしますが、非常に申しわけございませんが、ただいま手元に商品別の区分のトータルを持ち合せておりませんので、後刻報告させていただきますと思ひます。

○宮崎正義君 その商品別のを伺つていかなければならないと思つていますが、残念ですね。その商品別、個々に品物ごとによつてどんなふうな上昇になつていくのか、どんなふうな変動をしているのかといふことを究明していかなければ、これは論議が進められないわけなんです。正確に言つていけばそういうことになるわけなんです。これをとおっしゃられないといふことになれば

困つたな。

○説明員(牧野隆守君) 私どものほうで、具体的にたえば綿糸が幾らだとか、あるいは鋼材の取り扱い量が幾らというふうな資料は現在のところ持ち合わせておりません。各社の期別の決算報告書は非常に大きな産業分類で行なわれております。たとえば、鉄鋼関係全体、あるいは建設部門、あるいは繊維部門、食糧部門、あるいは木材部門と、こういうふうに分かれておりまして、個々の商品問題になりますと、現在のところ、各社別の取り扱い数量を把握する手段はございません。

○宮崎正義君 それはわかります。じゃ、その繊維だけはどれだけかといふことは各社別にわかりますか。

○説明員(牧野隆守君) 繊維全般として各社決算報告書で出ておりますので、御報告できると思つております。

○宮崎正義君 いまお持ちになつてないわけですね。

○説明員(牧野隆守君) ただいま持ち合せておりません。

○宮崎正義君 それじゃ、それはけっこうです。あとで、项目的でもいいです、鉄鋼とか繊維とか、そういうふうな大まかなものでけっこうです。から出していただきたいと思ひます。きよりの質疑にならぬといふことになつただけです。そこで、私は、その商品投機の問題から買占め問題、そういうことから論を進めていきたいと思つたんですが、その資料の点がありませんので、これはまた違う角度で、また違うときに質問をするといふことにして、それじゃ別な問題をお伺いいたします。

長官、六月一日から名古屋、札幌、福岡の市内の電話が店域時分制になりました、三分ごとに七円といふことになつてきているんですけれども、東京ではもうすでに二月から始めているわけですから、それから、いま言われておりますが、都内のふろ代がおとなが四十八円から五十五円と、これ

は東京都がなれば全国一律に高くなるという見込みをされております。コーヒーも豆の不作によつて値上げが必至とされております。よく新聞なんかの報道でありますように、これはうっかりコーヒーも飲めない、またデザートするのにもなかなかお金がかかってくるなんという、そういうふうなことまでいわれているような状態になつてきております。こういうわれわれの放すことのできない、ちよつと疲れたから飲もうというコーヒーも値上がりをしていく。そうかと思ひますと、首都圏のバス代が早ければ今月中に値上がりをするんじゃないかともいわれております。こういうふうに取り上げてきまして、もうたいへんなものなんです。お酒もそうだし、先ほど電力の話も前川委員のほうからございしましたけれども、四国電力、四国電力の料金値上げ、四国電力のほうは、十九日です。それから、もうすでにきょう申請をするといふれております。関西電力では二十日に値上げを申請するといわれております。大体両者で二〇%以上値上げになるだろうといふことであります。関西電力は平均二八%、産業用電力は約三七%で家庭用は一六%という、そういうふうな値上げの申請をするというふうに報じられておりますし、大阪ではまたガスの料金の値上げをするといふ。こういうふうなことがずうっと波及をしてきてまいります。こういう現実のいまのこの物価騰勢、物価値上げの実際というものを、どう手を打つたら一番早く国民が納得して、経済企画庁に一切をまかしていることがあ安心できたと言へるような対策というものを——ややつこしい理論よりも現実のこの問題をどう解決するんだといふことを何よりも国民は望んでいるわけなんです。こういう点についてお考えを一言承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) 政府といたしましては、物価対策として、何といつても常道を考えまして、財政支出を切り詰めること、それから金融を引き締めること、これが二つの大きな常道であると考えておるわけでございまして、さらに、そ

れに過剰流動性対策として手をはたさるに交互に打つ、あるいは輸入品で安いものがあればこれを輸入して、並行輸入というような制度を活用していく。あるいは特恵関税のワケにこだわらないでさらに輸入をふやしていくというふうな、いろいろな施策を講じておるわけでございますけれども、全体といたしまして、一言で言うて経済が過熱ぎみのような状態でございます。あるいは政治経済の全体の活動をもう少し冷やしていく必要があらうかと思ひます。求人求職の関係をいたしましても、求人倍率が一・六七というこの制度始まって以来のたいへんな高率でございます。まあ、せいぜい求人求職が見合ひ程度、一ぐらいのところまで持っていくてもよろしいんじゃないか。あるいはデパートの売り上げが前年に対して三割もふえておる、これも新記録でございますので、これも平年度並みに持っていく。さうないろいろな点で全体の需要を引き締める、そして供給をこれに合はしていくことが常道であらうと考えまして、その施策を講じておりますやうなわけでございます。一方、消費者の態度といたしまして、あまりむだな物を買つていたかぬように、あるいは買い急ぎをしてのために物価がつり上がるというやうなことをしないようにしていただく。そのためには、物価に関する情報をいろいろ提供する、あるいは消費者団体あるいはテレフォンサービスというやうなものを通じて消費者の皆さん方に賢明な買いものをしていただくやうなことを御協力願ひたい、こう思つておるわけでございます。

○宮崎正義君 そのお考えのように進めてきてどの程度の成果があつたか。テレフォンサービスとか需要を押えていく、消費者には、呼びかけて購買力を落とすといふかというやうなことをどの程度実績をおあげになつたか、局長のほうからでもけっこうですが、具体的に一つの品物をあげてみてお話を願ひたいと思ひます。

○政府委員(小島英敏君) 個々の品物について事例を申し上げる材料がございませんけれども、私

ども、四月の上中旬に卸売り物価がわずかではございましてけれども反落いたしました原因は、いわゆる思惑的な商品がその時期に相当大幅に反落したということに原因があるわけでございます。これは今、本年初めからとられました過剰流動性対策としての金融措置と、それから各省が行ないました行政指導、政府在庫の放出とか緊急輸入の促進とか、それと、現在本院に御審議をお願いしております思惑防止のための法律、これは法律はまだ施行されておられませんけれども、そういう法律が国会に上程されたということが、やはりさういふムードに対して相当水をかけたことは事実であらうと思ひます。ですから、一連のさういふ措置が四月の上旬の卸売り物価の鎮静には相当効果があつたというふうに思ひます。それからもう一つは、テレフォンサービスその他はごく最近始めました農林省の措置でございますので、この効果は、まだ現段階ではこれこれといふことを申すのは時期が早いわけでございますけれども、一般的に最近行なつております消費者に対する情報伝達というものが、四月以降の消費者段階、小売り段階における買い急ぎ傾向に対してかなりの効果を及ぼしつつあるといふことは言えると思ひます。

○宮崎正義君 過剰流動性を取り入れて、そしてその関税なんかもかげんするとか、あるいは輸入の問題では関税関係等も考えとか、輸入品を入れるからだいぶコストが安くなつてきたとか言ひますけれども、先ほどもちよつと話が出ましたんですけれども、肉なんかはコンテナヤードの中で腐つていくという、一面にはこういうふうな実態がある。肉が高くて買えない買えないと言つていゝる半面に、肉を腐らしている。これなんかえらい問題だと思ふ。わざわざこれは政府が国内相場を冷やしたために、今年度の上半期に、輸入のワケを前年同期より二万三千トンの三倍の七万トンにふやしたわけですね。そしてやつたのはよろしいけれども、いま申し上げたやうな結果になつていゝる。

農林省の人、来ておりますか。どうなんです

か、こういう問題は。農林省では、昨年平均三千トンから六千トンぐらいで押えておつたのが、こし三月末から関税免除の処置がとられて、で、今月末まで延期をしていったということ、そしてその輸入量も相当上げてきたということなんです。これに対する考え方、コンテナヤードの中で肉がどんどん腐敗していくんじゃないかという心配をされていゝる。それに、肉を入れていく冷凍冷蔵庫等の建設が非常におくれている。予定では九十万立方メートルですか、それぐらいやらなければならぬといふ計画を立てておつても、今年度はまだいまだに二十万立方メートルですか、それぐらいしか事実上倉庫は建つていないといふことなんです。これは、国民がこれ聞いたら、一部もう報道もされておりますし、こういうふうなことが、物価上昇、物価上昇という半面においてなされていゝるということとはまことに心外なんです。何と言つていいか、ことがございせん。この点について、農林大臣にこれは嚴重に言わなければならぬことなんですけれども、これはいま農林省の人が答弁なさいますので、企画庁長官もひとつよくお聞き願ひたいと思ひます。

ざいすので、当然月々の輸入量はふえてまいつております。従来は、大体在庫量といたしましては一万トンないし一万五千トン程度の在庫量でございましてけれども、五月末には二万二千トン程度の在庫量ということになっております。私ども輸入量の大幅な増加といふことを考えましたときに、冷蔵庫の能力等も当然考えましたわけでございますが、本年上期に完成予定の冷蔵庫が、セメントの不足等の事情によりまして、二カ月あるいは三カ月程度の完成のおくれが出ておるということでございます。したがって、これはほか

牛肉につきましては、昨年度ごろから非常に強い需要にさらされて、価格がかなり上昇してまいりました。昨年度の下半期におきましては、三万八千五百トン程度の実外貨割当をやつたわけでございますが、ただいま申し上げましたやうな状況にかんがみまして、本年度の上半期には、お話のございましたやうに、昨年度の上半期の三倍強の七万トンの外貨下り当てをしたところでございます。その結果、かなり昨今では大衆向けの肉につきましては、若干でございますけれども値下がりをはじめておるというやうな状況でございます。

こういふ中にございまして、ただいま御指摘のありました冷蔵庫の問題が実は起こつておるわけでございます。先ほどお答えいたしましたやうに、昨年の三倍強の輸入割当でございまして、

に、昨年の三倍強の輸入割当でございまして、

ますので、この面からかなりの程度改善される
のではないかと存じております。

○宮崎正義君 一万五千トンぐらいの在庫量しか
入れられないというのは、これは一月から四月は
昨年の九倍ぐらいになるわけですね。これが今度
一万五千トンずつが毎月入ってくる、それはどう
するのですか。

それからもう一つは、豚についてどんなふうな
状態なんですか。

○説明員(下浦静平君) 先ほど一万五千トンない
し二万トンと申し上げましたのは、通常の在庫の
数量でございます。失礼いたしました。一万トン
ないし一万五千トンです。これが通常の在庫量で
ございます。それが現在では二万二千トン程度に
増加しておりますことでございます。

そこで、最近の牛肉の輸入状況でございますけ
れども……。

○宮崎正義君 豚……。

○説明員(下浦静平君) その前に牛肉でございま
すが、これは上期七万トンでございますので、そ
れを月々平均に入ってくるというぐあいにはいた
しませんと、一万二千トン程度のものになるわけ
でございますが、若干到着がおくれておまして、ま
あそのズレによりまして、このところおおむね
六千トンないし七千トン程度の輸入ということに
なっております。まあ六月におきましてもおお
むねその程度のものになるのではなからうかとい
うぐあいに思込んでおります。

それから、なお豚肉でございしますが、これが先
ほど冒頭にお話がございましたとおり、三月の
三日からでございますが、関税の減免措置をとっ
たわけでございますが、その関係もございしまし
て、現在これは四月までしか出ておりませんが、
一万四千九百八十トン程度の豚肉が四月に到着を
いたしております。そういう関係もございしまし
て、現在豚肉の在庫量というのがかなり実はふえ
ておるわけでございます。豚肉だけで四万五千
トン程度の在庫というようになっておりますが、
これはおおむね加工用でございますので、加工業

者その他につきましても、加工の促進方、すなわ
ち出庫の促進ということになるわけでございます
が、そのような指導をいたしたいと、こういうぐ
あいに考えております。

○宮崎正義君 長官、お聞きのように、九十万立
方メートルの建物を建てるのに、二十万立方メー
トルしかできてないわけですか。それは何によるか
といふと、いまお話がありましたように、セ
メントとか、鋼材とか、そういうものの品不
足——先ほど私、商社の内容を示してほしいとい
うのは、こういう品種別のこまかいものがどの程
度の在庫があるのか。先ほど小島局長のほうも、
在庫のことはあんまりつかめていないと、こうい
う答弁がありました。さらにまた、肉のことにつ
いては、先ほどの前川委員の御答弁には、まだ計
画を立てていない、勉強してこれから検討するん
だということなんですか。こういふ、うち
を建てたいにしても資材難であるとか、商社の
中にどれだけの在庫があるとかというようなこと
を、どのような調査を——通産省がやるんであり
ましようけれども、これが結局物価に大きくはね
返ってくるというわけになると私は思っています。
こういう点をずうっと申し上げまして、いまの現
在輸入をしている牛肉と豚肉のこと、二つのこ
と——一つのことだけ取り上げまして、この輸
入問題というものがうまくいけば安い品物も入っ
てくるという考え方というものを、一つのものだ
け取り上げても、そういう突き当たり、ある一つの
壁のものが出てきておるわけですか。こういう点等
を踏まえて、どういふふうに通産省との関係性
というものををはっきりさせていくか、今後の課題
だと思っておりますが、この点はどうなんですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 通産省におかれま
しても、非常に行政指導をやっていたらいいわけ
でございますが、そこにはやはりおのずから限界
がございますわけです。今度本院で御審議をいた
だいております売り惜しみ買ひだめの規制法案、
あれを通していただきますと、やはり行政指導
でかなわぬ点、すなわち資料を提出させ、聞かな

ければ、疑わしい場合には立ち入り調査もできる
という点がございしますので、この点はよほど改善
されていくと思っております。

さらに、この物価局がござりますと、物価担当
官というのがござります。それで物価局がござ
る物価に対して専門的にこれをフォローするわけ
でございますが、さらに買ひだめ売り惜しみの法
案に関連しまして物価調査官というものがござ
まして、これは通産、農林それぞれから担当官が
出てくるわけでございます。そういう方々の活躍
によりまして、よほどいまの隘路というものは修
正されていくというふうに期待をいたしておるわ
けでございます。この物価局を新設することに
よりまして、いまの物価調査官等の活動もさらに
円滑にいくように心得ておる次第でございます。

いまの牛肉の輸入の問題に關しましては、六カ
月間にいままでの三倍にするというところでござ
いますので、その点でまあ倉庫の問題等にヒツチ
がございしますので、これは私どものほうにいた
しまして、極力これが早く完成いたしますように
十分注意をいたしたいと考えております。

○宮崎正義君 結局、農林省にしてもですね、計
画を立てたものが、非常にいいと思っておやりに
なつたことが、その品物を入れるものを考えてい
たんでしょうけれども、現実においてはそれがな
されなかつたという結果になってきているわけ
ですね。まあいま御答弁がありましたように、今
後はそういうふうな各省間の調整というものは
やっていくから心配ない、こう理解してよろ
しゅうございしますね。

○国務大臣(小坂善太郎君) 現状よりよほど改善
されてくると思っております。

○宮崎正義君 よほど改善されてくるということ
ですから、全面的じゃないということでありま
しょうけれども、たとえば今回の政策の中に、主
要消費財の流通費用、流通担当企業金融化の実
態とか、消費者購買態度等の調査及び流通統計の
整備だとか、あるいは物価対策効果の追跡とか、
市価追跡及び輸入品価格の追跡調査というふう

に、この総合物価対策追跡調査費というものが設
けられておりますね。それから流通問題対策調査
費というものが千八百五十九万円ですが、それか
ら総合物価対策追跡調査費というのが二千五百三
十六万三千円ですか、それらの計上されておるま
すこの事業というものをどんなふうに行うわけに
の。まず一つには、二つ一ぺんにというわけに
まいりませんので、総合物価対策追跡調査費とい
うこの内容をどんなふう具体的にやっていかれ
ようとするのか、説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(小島英敏君) これは昨年から継続し
ておりますけれども、特にレートの調整に伴って
輸入価格が下がっておりますにもかかわらず、な
かなか末端の消費者価格に反映しないという実情
にかんがみまして、輸入品の各段階別に追跡調査
をしようにというための費用でございます。これ
は企画庁でもいたしまして、通産省、農林省でも
いたしまして、企画庁としては、たしか二十数品
目だと思っておりますけれども、追跡調査をいたすとい
うことでございします。いままでも、昨年の予算に
伴って実施してまいりました結果等によりまして
も、まあレート調整の効果が一つございしますし、
同時に、非常に大きくききましたのが、昨年十月
に行なわれました、総代理店を使って輸入してお
りました品目に対して並行輸入を認めるという新
しい政策が打ち出されました、この効果がかなり合
い、さらに関税引き下げの効果もございしますし、
それらの総合的な効果として一番やはり顕著なも
のは、たとえばウイスキーなどというものが、
ジョニ黒が、一時九千円から一万円ぐらいしてお
りましたのが現在六千円台ぐらいい下がってござ
いますし、ジョニ赤も、五千円ぐらいい下がって
おりましたのが現在二千円台に下がっておるとか、
やはり輸入ウイスキーなどというのが一番顕著
に——これは一番大きな効果は並行輸入の影響だ
と思っておりますけれども、一番顕著な例でございま
す。そのほかにも、高級時計とか、あるいはゴル
フクラブとか、あるいは紅茶のバッグとかいうよ
うなものがかなり顕著に下がってきてございま

て、これは一部の批判によりますと、結局この輸入品の高級品だけに対しては確かに効果があるけれども、一般の庶民の買ひものには影響ないじゃないかという御批判もございますけれども、これはやはり高級輸入品が下がります場合には、それと競争関係にございます国内産の高級品が当然値上げが押えられることになりまして、高級ウイスキーが下がれば、国内産の高級ウイスキーもなかなか従来の価格を維持することがむずかしくなるというところもございます。そういったものと、国内ものについて、やはり高級品と中級品、大衆品というものの価格体系というものがございまして、上のほうを押えられまして、どうしてもやはり中級品以下に対しても影響して、なかなかすぐに値下げというところまでまいりませんでも、値上げしたいのが値上げできないという形で押えられたいという効果がだんだん波及してまいるわけございまして、そういう意味では、やはり輸入品の追跡調査をして、特に一つの問題は、中間でうまみが吸収されてしまつて、消費者に波及しないという面がございまして、これを通産省、農林省等の調査と同時に行政指導をやつていただいて、波打ちぎわの価格引き下げができるだけ末端価格に波及するように指導してもらつていく段階でございます。

○宮崎正義君 いろいろ問題がやっぱこれにもあるようにございますね。途中でゴルフ用具なんかはもう一人の人が買ひ占めて、日本の価格で売つてしまつたとかというようなことも問題なんかがあるようにございます。いずれにしても、レートの調整をするということで、乗りかかつていくわけでありまして、けれども、これだけの費用で大体何ができるのかなというふうに私は危ふんでいるわけですが、流通問題対策調査費にしても、たとえば繊維の原料を輸入したとしても、この繊維の原料を商社が輸入したと、その輸入をしたものがどんなふうな経路をたどつて、そして製品化したものがわれわれの手元に入ってくるのかという、通産省の方、このいま私

が質問しております、繊維原料が商社に入つて、その商社から紡績工場に行きます、そのつづとルートがあるわけですがね、この御説明願えますか。

○説明員(荒尾保一君) 繊維原料から製品に至るまでのルートでございまして、ごく概略を申し上げますと、先生御指摘のとおり、海外から原料を輸入しておりますのは、これは大部分商社でございまして、従来でございまして、これは紡績からの品質及び値段についての指示を受けた上で商社が輸入をするわけでございます。これを、輸入いたしましたものは糸の紡績メーカーに渡ります。そのあと今度は国内の段階になるわけでございますが、国内におきましては、総合商社がこの糸を第一問屋として扱う場合、それから専門の糸商といわれております方々がこれを扱う場合と、このケースがございまして。さらに、これはものによりましては第二問屋というところを経まして、通称機屋さんといわれておりますが、織物を織るメーカーに渡るわけでございます。その後、染色その他加工の段階を経るわけでございますが、この織物がやはり織物問屋さんを通じて、卸、それから小売りの段階に渡つていく、こういうルートだといふふうに承知をいたしております。

○宮崎正義君 もっと複雑ですよ、私の調べたのによりましてね。確かにその面は通つていくわけですが、それは縦です。縦のルートからいけばそういうことになります。糸は糸で、また糸段階というのがございまして。織物段階というのとは別にずっと横にあります。いずれにしても、商社に全部、輸入したその商社に全部還元されて、そして小売りになつていくという形態になつていくわけですね。商社から紡績工場に行つて、それからまた商社に戻つてきて、今度は仲介業者に行つて、それから織物工場に行つて、商社に戻つてきて、それから織物工場に行つて、商社に戻つてきて、染整工場に行つて、商社に戻つてきて、また商社に戻つてきて、小売り市場のほうに出ていくという経路になる。これが縦のそれぞれの段階で運賃

なんかは全部換算されてくるわけですが。経費——諸経費だとか、事務経費だとか一切が、このいまの歩いているルートの中の歩みの路程の中にそういうものがどんだん含まれて高くなつてきているわけですね。それから先ほど言いましたように、糸の段階、織物の段階では、今度は商社の本支店間の問題もございまして、それから商社と今度は問屋間の品物の転売の連鎖化運動というものがこれまた行なわれてこなければならぬわけですね。こうした中で、今度は商社の第二加工工場の問屋に対する、独占的な、何というのですか、支配が強くなつてくるというふうなことになるというふうなルートを通つていって、今日のわれわれの衣服が着られているわけですが、先ほど小島局長は、並行して、こういう行き方というものと、ややこしいルートを通らないでやつていくという形態をとつてきたというんですが、いま私が申し上げましたこの中で、結論的にいへば、輸入をする相場、下請、在庫、販売、全部この全過程を支配していくのは、資金能力を持つていけば全部これができるといふ形態になつてくるわけですね。こういうふうな過程を通つてきて、これを今度の組織形態で、通産省と連絡をとりながら経企庁も今度の予算で流通問題対策調査費というのを立てた、あるいはその総合物価対策調査費というのものを立てたというんですが、この追跡なんというものは、これは容易なことじゃないと思うんですがね。これ、どうなんですか、どんなふうにお考えになつていますかね、こういう複雑なのを。

○政府委員(小島英敏君) 確かにこの繊維などは一番複雑なケースだらうと思つてます。で、いまおっしゃる通りに、商社から紡績へ行つて、また商社へ戻つて、それからまた機屋へ行つて、また商社へ戻つて、それからまた機屋の移転という形ではもうなるケースもあると思うんですが、これはもう実際の物がそのとおり動いているということではないんでないかというふうに思つてます。したがひまして、流通費用としてはそのとおりに加

重されていくということではないんでないかと思ひます。

まあそれはそれといたしまして、おっしゃる通りに、非常に日本の流通機構というものが複雑で、なかなか生産者段階の売り渡す価格に比べて、消費者が実際に受け取るべきの価格というものが、二倍とか、ものによっては三倍にもなつていくという状態があるわけございまして、その意味から、やはり流通過程の合理化というものが日本の長期的な物価対策の中で非常に重要であるというところは私も十分認識しておる次第でございまして、先ほどお話しに出ました、毎年の物価関係対策予算というものをございまして、本年度予算あたりでも、三〇数%、四割近い伸びを示しております。まだしかし、絶対額が十分であるとは思ひません。いままで非常にこの対策がおくれていた面がございまして、これは今後とも大幅に拡充してまいりたいと思ひます。同時に、やはり不合理な点を見つづける前提が各種の調査であると思ひます。実際にこの対策を進めるのは各省の責任でございまして、私も私どもといひましては、やはりなかなかおっしゃる通りにむずかしい点はございまして、詳細な調査をできるだけやはり積み上げていくということがきつて必要だと思つております。

いまおっしゃいました流通問題対策調査費でございましてけれども、この間も新聞発表いたしました、消費財の五品目について流通コスト等の調査をいたしてみますと、新聞にも出ておりましたが、たとえば食用油でございまして、一般にスーパーというものは大量にメーカーから買うわけでございますから、ボリュームディスカウントといひますか、小売りが小口で買うよりも、スーパーがまとめて買えば当然安く買えるはずでございまして。そこがまたこのスーパー等を通ずる流通の一つの合理性を発揮すべきところなんではないかと、昔は確かにスーパーの発祥

時においてはそういうことが一般的でございまして、だんだんやほりやうでなくなつてきて、油なんかについては、むしろ普通の小売り店が買取りも高く買っているというふうなケースも出てきております。こういうふうなところからいって、直接それに対して行政が関与してどうこうとする権限はございせんけれども、やはりそういう問題点を洗い出して、合理化のための契機にするということが非常に重要であらうと思ひます。それからまた、企画庁は直接いたしませんけれども、流通を担当いたします通産省、農林省等が具体的に行政指導をいたします場合に、そういう問題点というものが十分役に立つていくだろうというふうな思ひでございまして、

○宮崎正義君 いま私の申し上げました一つの組織の原料等も、今度商社間で協力していくようになつてきますと、通常過程が、容易に商品などの滞留といふことが、売り惜しみといふことが、価格の操作の面で、非常に操作過程にも転嫁していくという段階も見受けられるわけですから、こういうふうな過程全体をとらえてずつと見ていくならば、非常にむずかしい問題が出てくると思ひます、これは当然なことでありまして、いま例を引かれて、小さい部分的な商品を取り上げて、でき上がった製品を追つかけて見られたからよくわかるわけで、これは原料で入ってくるものと、商品で製品化したものと、追跡のしかたも非常に困難なものと安易なものがあるわけですね。ですから、いまおっしゃられたのは、安易な方法の追跡調査をされたという実績、これは実績は私は多いたしませんが、こういう商社の、投機的であるかいは別としても、この今日までの商社のやつてきた輸入形態という、原料形態の内容を深く探つて追跡をしていかなければならないということを私は強く思ひます。通産省の人もおられますけれども、その点の通産省の

考え方もひとつはつきり聞かしておいていただきたいと思います。

○説明員(荒尾保一君) 確かに、先ほど私御答弁申し上げましたのは、非常に簡略化して御説明を申し上げたわけですが、最近、先生から御指摘のございましたような、いわゆる系列化と申しますか、原料を供給し、かつその製品の販売まで持つというふうな形での系列化の比率が上がつていくというふうな形でおるわけでございます。したがって、そういうものが非常に合理的な範囲で行なわれる限りにおいては、価格なりあるいは需給の安定というところに役立つかと思ひますが、不必要にそういう段階が重ねられるということになりまして、流通経費あるいはマージンの二重、三重の付加というふうな形になつて物価面からいろいろ問題があるかと思ひます。そのうした面につきましては、御指摘のとおり、十分今後調査をし、さらにそれについて必要な指導を行なう必要があるというふうな存する次第でございまして、

○宮崎正義君 私は二つ、三つ押えているのがあつたのです。あるのです。ですが、申し上げません。いろいろこの前も問題があつて、係争中のところもあるぐらいですから、あえてこの問題をいま引っぱり出してとやかく申し上げたくありません。ですから申し上げませんけれども、系列的なものが、先ほど申し上げましたように、お互いが協力し、話し合ひの上でやつていくということも相当考えられることである。また系列化されないものにもこれはまたそのよきがあるわけですね。たとえばストップウォッチならストップウォッチをスイスから直輸入してくる。それで、そのものを日本ではそのメーカーが、その第一代理店、第二代理店、問屋、またその下の問屋、小売りと、こういうふうな形態になつて、そのメーカーから出ている第一代理店、第二代理店——第二代理店で品物は押えておいて、第一代理店だけはすうと通過するだけである。ただ名前だけで、もうものはもらつていてという形になる。それで普通の

小売り商は、小売りの人たちが品物を求める場合どこへ行くかといへば、第二代理店のほうへ行けば品物がある。そのお金は幾らかといつて、もうこれは管理価格の形態で、再販売価格のような形で押えているというものが、国内では、国内製品としては流れていく。一方では、スイスから輸入したものの、その国内価格で販売が、小売り店で売れるという形態もあるわけですね。それらの状態等も私は幾つか知つております。したがって、こういうふうなことを申し上げて、通産省のほうでも追跡調査といふことはこれは嚴重にしていかなければなりませんし、また、今度はせつかく予算措置をして、そうしてその追跡調査をしていくのだと、こう銘打っている以上は、今日までの商社の形態というものの、製品ばかりではなくて、原料関係についても追及をしていかなければいけないのじゃないかという考えで申し上げているわけですから、大臣のお考えをひとつ伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 商社というものは、これは総合商社でございまして、こういう形態は日本の独自の形態であると考えております。これは原料の資源に乏しく、これに付加価値をつけたものを輸出する、そのことによって国の営みを立てておるわが国としては、独得の形態ながら、非常にその意味でもつて価値のある形態であると考えておるわけでございますが、今回のような、巨大な情報力と資金力にものを言わせて一種の寡占価格のようなものを形成して、その間に巨利を博するといふようなことがよくないことは、世のきびしい指弾にあつて明白であるわけでございます。その間の倫理綱領、行動の基準等も自主的にいろいろ考へて決定をしておるわけなんでございます。まして、通産省とされてもいろいろ行政指導をそうした多角的な面から今後も行なうというふうな何つておる次第でございまして、ただいまの御指摘のようないろいろの問題があるわけでございますが、そういう点は逐次改善をいたすように

私どもとしても鋭意努力をしたいと思つておる次第でございまして、

○説明員(荒尾保一君) 商品取引所等のことを考へていきましても、投機利潤の取得の場になつていくんじゃないかとも思ひますが、と申し上げますのは、価格の標準化だとか、価格の変動などの危険回避だとか、さらに資本の移動という役割を持つていく、商品の現場取引を全く伴わないで、価格の差の利益のみを追求する投機的な生産資金が大量に今度は流れ込んでくるような形態になつていくというふうなことになるかと、価格上昇の場には、この商品取引所が投機利潤の取得の場に転化していくんじゃないかと、こういうふうなことも考へられるわけなんです。もう一つには、この商品取引所が、現在の株式市場と同様に、売買が倍に、今日の事態の状態を見ますと、倍にもなつていくように思ひます。こういうふうな面について、この商品取引所というものに対する考え方といふことが、あり方といふことが、この点を念のために伺つておきたいと思ひますが、

○説明員(荒尾保一君) 商品取引所における売買でございますが、御指摘のように、商品取引所におきましては現物の売買が行なわれるわけではなくて、先高あるいは先安といふ見込みをもとにいたしまして、高いと思へば買ひ、安いと思へば売、そこでその差金による決済が行なわれる、これが法律上認められております制度でございますので、まあ投機といふことは使ひ方にもよるかと思ひますが、そういう意味では、投機資金がある程度そこに流れ込むといふことはあり得るわけでございます。ただ、ただいま御指摘もございましたように、そうした外部資金による過大な投機が行なわれるといふことになりまして、価格を異常に上昇させるという弊害がございまして、そこで、昨年の後半以来でございますが、商品取引所における価格の異常な上昇を防止するといふ意味から、臨時増し証拠金を大幅にかける、丸代金相当額を臨時増し証拠金としてかけると

か、あるいは建て玉について制限を行ないますとかいうような措置をとりまして、また毛糸等につきましては、価格の異常な高騰は好ましくないといい見地から、立ち会いを一時停止したということでございます。さらに、先ほど来御説明がございまして、四月以降、価格は転落をいたしましたわけでございますが、最近におきまして、国際的な原料の高騰等を背景といたしまして、若干ながら投機が、といいますか、高騰が目立っております状況にございまして、そこで、私どももいたしましては、各取引所に対しまして外部資金が過度に流入することがないかどうかというのを、常に委託者の状況等把握して、これを調査をし、もしそうした事実が認められた場合には、外部資金排除のためのあらゆる措置を機動的にとる必要があるということに注意を促しておりますわけでございますが、先ほど来御説明しておりますような本年初頭以降請じましたような強力な措置を、もしそうした事態が生じた場合にはすぐにとるよう措置を講じてまいりたいと考えております次第でございます。

○宮崎正義君 新日本経済で商社の介入は少なくとも五〇％ぐらいになっておるといふことなんです。大体さっき私はお話ししましたけれども、商品取引所の、現在株式市場と同じように、倍、その激増されているような状態のことについては説明がなかった、回答がなかったんですが、ね。それとあわせて、いま申し上げた商社の介入というものは少なくとも五〇％ということをお私に聞いているんですがね。

○説明員(荒尾保一君) 答弁の漏れがございまして、失礼いたしました。

売買の状況でございますが、これも一例として、たとえば毛糸の例を申し上げますと、昨年末におきましては、一日の売買高が大体七万枚程度、最高のは七万枚程度あったわけでございます。それが昨日の状況では、九百枚程度ということ、一〇程度まで落ちておまして、先ほど申し上げましたいろいろな諸規制が現在まだ継続

中でございまして、いまの状況におきましては、先生御指摘のように、正常時の二倍以上も売買が行なわれておるといふ状況にはないわけでございます。これは非常に強力な規制措置を講じておりますために、現在のところ、そうした事実はないというように承知をしておるわけでございます。

それから、その中で商社がどのくらいのウェイトを占めておるかという点でございますが、これは昨年末からことしの初めにかけては、非常に資金が多量に入りまして時期におきまして私どもが調査したところでは、先生御指摘ございましたように、五〇％という非常に大きな額になっておりました。もちろん、商社はどうしてもヘッジの場として利用する傾向がございまして、五〇％という量は多いのでございまして、五〇％という量は達していないわけでございます。

それからもう一つ、商社ということばの中に、定義づければ定義づけられるわけでございますが、専門の糸商というふうな方、繊維でいえば糸商があるわけでございますが、こうした方々も含めまして、先生御指摘のように五〇％近くになるかと思ひますが、総合商社だけを商社としてとらえますれば、五〇％にははるかに及ばないという状況でございます。

○宮崎正義君 商社は、俗にいう玉締め、つまり現物を持って売値を上げ上げていくともよく聞きます。非常にも強気だと言ふのです。そして、いまのお話だといふダウンしているようでありまして、非常に強気だといふふうな、買ひの強気を示している。その背後には、やはり大手の商社がついているのじゃないか、こういふようにいわれているんですがね。この点どうなんでしょうか。

○政府委員(池田正範君) 生糸でございまして、農林省のほうから御説明いたします。

生糸につきましては、この春かなり暴騰いたしまして、一時最高価格でキロ当たり一万五千円ま

でまいったわけでございます。これは三月八日でございますが、一万四千九百九十五円というところまでいったわけですね。で、全体としてこれがあまり高くなり過ぎますと、これをもとに糸をつむぎますこの値段がまた上がつてまいりまして、波及効果がどんどん末端製品に及ぶという形もございまして、これは一時立ち会ひの停止をいたしました。そして、そうして一定期間冷却期間を置くことによつて全体の値段を冷やす、さらにその後も規制強化は、これは大体通産省のほうとはば行政指導を連携してやつておまして、建て玉の規制とか、あるいは価値制限、あるいは臨時増し証換金を増徴するとかいったような、いろいろな手段を組み合わせるで現在までやつておるわけでございます。ところが、たまたま中国の生糸、これが日本における需給緩和のための唯一の輸入ソースであることは御承知のとおりでございますが、これがなかなか思ったほどの成約状況が、この春の広州の交易会において見られなかった。その後に

おける北京商談においても思うとおりに進んでいないというふうな情報が一つございまして、また、従来から入つておりました韓国の生糸につきましても、あまり大きく輸入ソースとして認められない。さらにこの春の繭でございまして、これが例の霜の害によりまして、若干当初の見込みを下回るといふことで、繭の取量量の予測も、先般の農林省の統計によりまして、対前年で一〇前後しかふえないということでございます。

ただ、ここで一つ問題になりますのは、これは必需品といふところまで必ずしもまいりません製品が、そこで上がり過ぎますと、当然そこで毛糸その他の、あるいは化学繊維といったものの競合関係が出てまいります。そこでこれを引き取つて糸につむぎ、さらに反物を織るという段階までいきますといふと、当然その段階での白生地なり何なりの需要というものが繭の糸の需要の価格に影響してくるわけでございますが、これは先般までは比較的需要不振という形で在庫がかなり多かつ

た、そのために繭はわりあい対前年から比べて、ある。それから白生地が比較的ある。そうしてまん中に入つておる生糸だけが非常に強気はやされたという、非常に異常な形でございまして、これは明らかにスベキケルーションの対象ということ、私どももいたしましては、現在これは非常に異常な形でございまして、一応一万五千円程度の一俵当たりの値段というものを行政指導の上限価格の中に含みとしておきまして、そして、この生糸が異常に上がつてまいりますれば、いつても立ち会ひ停止というところまで持つていくことによつて異常なスベキケルーションを食い止めるという姿勢を、これは横浜及び神戸の両生糸取引所に対しまして常に指示をいたしておるわけでございます。ただ、最近や生糸に対する需要というものが、従来から見ますといふと、強くなつてきた。それは、いま申し上げましたような新しい繭の生産状況というものが明らかになつてきた。それから海外の状況がどうも思ったほど伸びないといったようなこと、それから全体としての需要といふものがなかなか強い、そういうようなことを含みにして、ここ一週間、十日あたり見ますといふと、だんだんに伸びてまいりまして、きのうあたりは一万四千七百円、もう少しで八百円に達する。いわば、私どもが危険ラインと考えておりますラインに刻々近づいてきておるわけ、そこで、私どももいたしましては、もしその中にスベキケルーションの価格操作による分が入つておるとすれば、これは非常に問題であるといふことで、一両日來から検査官を派遣いたしまして、大口で売買をしておるたて糸につきまして、実は至急に調査を現在いたしております。これらの検査結果を待ちまして、もし異常な状態というものが発見できますれば、さらにきびしい態度で臨みたいといふふうに考えておるわけでございます。

○宮崎正義君 とういふのも全部物価の問題に係してくるわけでございますし、いまの生糸の問題もいろいろあるわけですね。農林省の人が生糸の春繭の生産なんかの分析はわからないでしょうね。

農林省、いまお話をしましたね、一%しか昨年よりふえないとおっしゃいましたね。ちよつと私の調べたのと違ふんですがね。相当やられてゐるわけなんですが、霜に。この調査したもの、ございませうか。

○政府委員(池田正範君) きょうは、失礼でございますが、生糸の取引の問題、こちらに出るというのを伺つておりませんでしたもので、それから、これに関連する資料を持ってきておりません。したがって、御入用ならばいつでもまた差し上げたいと思ひます。

○宮崎正義君 私、言わなかつたのだな、じゃ、質問するということをやめましょう、生糸のほうは。

次にまいります。

物価問題緊急調査費という、四千万を予算措置として計上をされておりますが、生鮮食料品価格安定総合調査、地方物価安定委託調査等という、この項目があります、これについてどんなふうなお考えか、承つておきたいと思ひます。

○政府委員(小島英敏君) 生鮮食料品価格安定総合調査と申しますのは、いつか新聞に出ておりましたけれども、消費者の、何といひますか、希望といひますか、意向としては、キウリが多少曲がついて安いがいいという声が多々ある相であるんです。ところが、流通、売り手のほうからいひますと、ちよつと形の悪いものは産地ではねてしまつて、形のいいのをきれいに高く売るといふやうなビヘービアがございまして、どうもその辺が、生産流通業者のビヘービアと消費者の意向といふものが十分マッチをしていないケースが、このキウリに限らず、いろいろあるわけでございます。この辺を、消費者の意向調査等をいたして発表することがございします。そういうやうなことに、この総合調査といふものは使つております。

それから、もう一つの地方物価安定委託調査と申しますのは、いままでこの物価につきましましては、中央官庁が中心でいろいろやつてきておりま

すけれども、最近の情勢にかんがみまして、やつぱり地方の段階で流通問題及び流通に限らず各種の物価対策を、地方でできることは大いにやつてもらう必要があるということで、この次のページに出てまいります物価対策特別推進費というの、その一環でございますけれども、パイロット事業等、各省、各庁の所管する物価対策の総合効果を確保するための事業の推進、パイロット事業と申しますのは、すでに流通、たとえばルートに乗りましたものは、これは農林省なり通産省なりの補助金等の措置で対策が進められておりますけれども、まだそういうところまで定着しないけれども、地方段階で、たとえば産地直結事業とかあるいは消費地の冷蔵庫を設置する事業とかいうやうなこと、いろいろなパイロット的な事業が考えられるわけでございます。これを企画庁が今回約二億の予算を物価局の創設とともに大蔵省から認められまして、近々この地方の担当課長会議を開いてアイデアを募るということを考えておるわけでございます。ここでのモデル事業、パイロット事業的なものを基準に依つて地方を通じて補助する。もしそれが非常にうまくいくという見通しがつけば、これは次年度以降大規模化して、本来各省庁の予算として大幅にふやしていく、そのための試験的な事業をやろうということでございます。それけれども、そういうことで、ろまでもいかなる各種のやはり調査といふものが地方段階で必要であると思ひますので、委託調査等を含めて地方段階における物価関係の調査をやつておるやうなことでこの四千万を計上しておるわけでございます。

○宮崎正義君 非常によろしい企画、計画だと思ひますが、これで東京都のことをちよつと申し上げてみたいと思ひますが、都議会で物価特別委員会といふものを設けて、これをやろうじやないかと、物価対策に充てていくやうじやないかというところ、わが党の議員が「東京都独自の物価情報体制を確立し、商社情報に隔たれないようにすべきである。さらに東京、大阪などの全国主要都市

の共同事業として、情報調査機関をつくる」ともなつて生活必需品の輸入業務を実施してはどうか。」「こういふやうなことを取り上げて言つてゐるわけでありませう。この消費者保護の立場に立つての上からいふことを提唱したわけなんです、そこで、現在のいまのお話のこの形態が同じやうな形態で結びついていくのかどうか、ちよつと私先に伺つてみたいと思ひます。

○政府委員(小島英敏君) これは二億のほうは、現在大蔵省との間でどんな基準を考へるかというのを検討しておりますので、同時に地方の都道府県にパイロット事業の種を蒔いて、その基準に合つたものは国が県に補助をいたしまして、県が何か事業をするときに同額を補助するという形を考へてゐるわけでございます。都道府県が独自でおやりになることももちろん大いに歓迎いたしますし、ものによつては、その中で国の補助をプラスして、さらに事業を拡大してやつていただくという、いろいろなケースが考えられると思ひます。

○宮崎正義君 そこで、東京都の消費者物価といふものが、どんなふうな消費者の手に渡つて、売らばかれていくかといふことをひとつ少しずつ追つてみたいと思ひますが、農林省の方、どなたですか、食品流通局長さんですか。中央卸市場の機能が麻痺状態に今日なつてゐるんじゃないか。六百万人ぐらゐのことしかまかないができないんじゃないか。一千一百万人もとうていそれははけ切れないんじゃないかといふやうに、今日の事態がそれであるのかどうか、この点についてひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(池田正範君) 御質問の点は、おそらく築地、神田の両市場が非常に狭隘である、扱い高が非常に多いために十分な市場内取引に難渋を來たしてゐるのではないかと御指摘であらうといふふうに思ひます。御指摘いたされましたように、特に築地にいたしまして、これは

昭和十年二月にいずれも設立されたのが原形でございます。面積をいたしましては、それぞれ最近でございました、たとえば東京都内でも十一ほど市場がございしますけれども、その中のたとえば世田谷の市場とか、あるいは大阪でいたしまして、田谷の市場だとか、あるいは東部市場といつたやうな新しい市場の取り扱ひ量が比較したてみましますと、面積当たりでも大体倍、半分といふやうなことで、確かに相当量混雑をいたしておること、もうまぎれもない事実でございます。

そこで、問題は、私どもどうしてもいまの市場のあり方をそのままほうっておくことはできないといふことで、実は新しい法律ができましたのを機に、中央卸売市場の整備計画を昭和四十六年を初年度にいたしまして五十五年までの間の十六年間、現在六十七市場ほどございしますけれども、これを全国で九十九市場まで広げようじやないか。また、中央市場だけじゃなくて地方卸売市場につきましても、これは約七百七十市場ぐらゐのちゃんとしたものをひとつ計画的に設置しようではないかといふやうなことで、それぞれ整備計画、基本計画等をすでに整備を終わらして、現在公共事業に準備をいたしまして、昨年度は約五十六億、それから本年度につきましては六十億、それぞれの整備計画の費用を計上いたしました。全国的な配備をいたしておるわけでございます。

ただ、問題は、中央市場の中で築地と神田といふ、非常に旧來からの都市の中心部にある、しかも日本一の大都市の中心といふやうなことで、これはなかなか場所を広げようと思ふやうな場所がまわりにないといふことでございします。したがつて、まず第一に、何よりもこれは現在地で完全な市場の拡充といふことを望むことは無理だといふやうなことから、これは東京都とも十分話し合ひをいたしまして、実は昭和五十年から五十五年までの五カ年間に、すでに土地も準備をいたしておられますけれども、都府県でございします、大井に新しい大市場をつくらうといふやうな

ことで、現在、本年基本計画、来年基本設計というふうな順序を踏みまして、この新市場の建設の計画に着手しつつあるわけでございます。東京都のほうもすでに新市場の整備担当のための主管を昨年の末に置きまして、四十七、四十八年とかかなりの額の調査費もすでに都費をもって計上いたしております。したがって、私どももいたしまして、これは今後建設費全体がかなり巨額にわたることにもございまして、また商業調整といった非常に複雑な問題、これも出てまいりましょうけれども、いずれにいたしましても、ただいま御指摘のような問題というものを回避いたしますために、何といたしまして、この新しい大規模な市場というものををつくるということに全力を傾注したいと考えておるわけでございます。しかしながら、これを待つ間ということが当然問題になってまいります。そこで、築地、神田の両市場につきましては、すでにこの築地の市場につきましては通路、駐車場等の上に上屋を設けまして、そうして卸売り場を積極的に増設をするというふうなことをやりますと同時に、駐車場を逆に立体化していくといったようなことで、四十五、四十六、四十七と引き続き卸売り市場の場内の増設ということにできる限りの努力を現在いたしておる次第でございます。また、この神田市場につきましては、南口の卸売り場を増設いたしますと同時に、駐車場を増設するというふうなことで南口全体の構造を平家建てから立体化をいたします。そういうふうなことで二期工事に分けまして、一期工事はすでに完成いたしました。あと残りの一期工事を二期工事といたしまして、すでに着工いたしておるわけでございます。むろんこれだけでも、ただいま御指摘いただきましたように、十分とは申し上げられませんが、しかしながら、長い間の伝統の上に立つてこの集散市場でございまして、急激にどこかへすぐ移すというふうな簡単にはなかなかまいらないというふうなこともございまして、現在の施設で利用でき得る限りひとつ施設を拡充するというふうなことで

当面切り抜けながら、その新しい大井市場の建設を待つて本格的な集散の機能を果たしていくように、行政指導もあわせてやってまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○宮崎正義君 私、この卸売り市場整備基本方針というのを参考資料としていただいておりますので、大体のことはわかるわけでございますけれども、いまもお話がありましたけれども、いま東京都は九市場、十二分場ですか、どうなんですか。

○政府委員(池田正範君) 現在、都内の中央卸売り市場は、食肉専門の市場一つ含めまして、全部で十一市場でございます。

○宮崎正義君 分場は……。

○政府委員(池田正範君) 分場は七つございまして、これは当然、大井の市場の考え方はけつこうなんです、二十三区、一区に市場をつくっていくべきだと思ふんですが、どうなんですか、これは。

○政府委員(池田正範君) まさに御指摘のとおりでございます。大井市場を拡充いたしますと同時に、実は私どもとしては、五十五年までに約八市場をさらに東京都の管轄区域内につくっていくべきです。そのうちの半分の四市場は二十三区内に設ける。そしてあとの残りの四つを、三多摩地方は先生御案内のようにまだできておりません。したがって、これはぜひひとつ三多摩にも四つほどの市場をつくりたいというふうに考えておるわけでございまして。

○宮崎正義君 島もあるわけですね、それから三多摩、十四ありますね。これに対する考え方も、ほとんどあちらにドーナツ現象で団地はできております、これからまた問題に入っていくわけですが、転送等の問題もあるわけですが、それから戻り荷の問題等もあるわけですが、こういう問題にこれは当然触れていかなくてはならないことになるわけですが、いまお話がありましたように、市場が非常に狭いために、いろいろ転送という問題

については、いろいろな理由があるだろうと思いますが、これはかつて四十一年か四十年ころでしたか、この問題が取り上げられたことがありますが、けれども、この転送なんかのことについてどんなふうに考えておられますか。

○政府委員(池田正範君) 転送問題というのは、いろいろ、何といいますが、使い方によってかなり意味が変わってまいりますが、おそろくたいたし御指摘の転送というのを制度の上で認められた転送、つまり卸売り業者が出荷者から一度受けました荷物を卸売り業者の手を通じて他の卸売り市場に持って行くというふうに、いわゆるルールの上にのつた問題として解釈をいたします。この機能は単に都道府県という区域だけにとどまらず、より広域の物資の集散、生鮮食料品の集散機能を働かせるということを一つの目標にして国の補助金も出すという形になっておりますので、したがって、全体の集荷、出荷の効率化等を含めて考えるという、東京のような大きい市場に一回全部集めて、それからたとえば関東なり関西の各府県にそれぞれ荷物を分荷していくというふうな形というのは、集散の能率の上から見ましてもある程度はやむを得ない、むしろそれは安定した形で行なわれるなら望ましい場合もあり得るというふうに私も考えておるわけでございまして。ただ、先般来のたとえばキャベツがべらぼうに高くなる、そういうときには、都内のキャベツは非常に二百円も二百五十円もするようになります、なお都内に入ったキャベツの相当部分が地方へ出ていく、出ていった先で同じようにキャベツは価格形成されるわけでございまして、その価格形成は中央卸売り市場の東京の市場に右へならえて価格がきめられていくというふうな形になります。このキャベツはシーソーゲームで、東京の値段が上がった分だけ地方へ送られても高く売られるという形になってまいりますものだから、したがって、いつの場合でもいいというわけにはいかないというふうなことから、これは東京都と

もあの当時緊急に相談をいたしましたして、そして一時転送をやめてもらうということで行政指導をいたした例がございまして。

ところが、ここにもう一つ問題は、卸売り業者が仲卸業者あるいは一般の買参にこの生鮮食料品を売り渡しますと、仲卸業者なり大型の買参が分荷機能を持って、そして東京都の外の市場、あるいは東京都の他の市場、あるいは市場外といったようなところに分荷をしていく機能が当然出てくるわけでございまして。これを転送というふうに性格的に呼べるかどうかは問題がございましてけれども、これを含めて考えるという、なかなかこれは制度の上で律することはむずかしい面もあるように思われます。私どもとしては、なるべくやはり、現在特に野菜につきましては出荷地域に対して指定制度をしております、一定の指定生産地域から今度は指定を受けた消費地域に入つてまいります野菜についての価格安定制度を同時にしていおるというふうなことがございまして、したがって、どうも指定産地からは価格の安定制度に乘れる指定消費市場に出たがるということが当然傾向としては出てまいります。また、それをねらって現在の市場制度を仕組んでいるわけでございまして。ところが、その他の部分、たとえば非常に消費の態様というものが、レベルが同じになつてまいりました。地方都市においても中央で食べるのと同じようなバラエティーの野菜を常に食べたいんだと、こういう話が当然出てまいります。そうすると、どうしてもその地方都市に向けて東京と同じようにこまかい野菜をすべての時期において完全出荷できるかという、これは実質的には言ってみても無理でございまして、どうしても東京通過という形をとらざるを得ない。そこで、全体の市場の需給というものをにらみながら分荷をしていくということでございます。この転送というものを、やはりかなりその時期、時期をとらえながら、十分需給にマッチした形で、過度にわたつて転送は行なわれぬように指導、監督をしながらやっていくというふうな考

て暴落したということが指摘されたこともあるわ

引き上げるといふ形で連鎖反応でくることと

を明確に御答弁を願いたいと思います。

方向ではないかと思うわけでございます。

○宮崎正義君 この先取り問題については、先取り権を与えたその業者というのに対しては一部非難もあるわけですね。なぜあの業者だけに与えて、一部の業者に与えて、全部に与えなかったかということもあるでしょう。また、資本力等の問題もあるし、それから売りさばき量のこともあるでありましょう。いろいろな条件のもとに定められた業者が認定されておりますけれども、それ以外の方たちの声というのをやはり聞いておかなければならないじゃないかと思うのです。ですから、これが一定のワクの中にもういまきめてしまったのだから、あとの業者は考えなくてもいいのだということじゃなく、その情勢判断等に基づいての業者の調整ということは当然していかねばならないと思うのですがね、その点どうなんですか。

○政府委員(池田正範君) その点につきましては、ほぼ私もそのような方向で処理すべきものと考えております。ただいまおっしゃいました中にございまして、施設その他の問題も経過的にはあるわけでございます。また資本力の問題等も多少ございします。ただ問題は、先取りをする者が、一定の人間だけが常にそれを先取りすることによって利益を得るといふような形に固定化するようなことがあってはならぬと思います。したがって、これはやはり先取りなり転送なりというものは、正しい形で、望ましい形で運用できる限度でしか認めるべきではない分野のものでありと考へまして、これは実は先般のキャベツ問題を契機にいたしまして、これはどういふふうに扱っていくか、あまり過当にわたらないようにするためにどうしたらいいか、これは実は東京都との間で十分検討中でございます。

ない、それがまたいい面であるというふうな一応の理論も成り立ちますけれども、こういう北海道で生産されたものが東京へきて、また東京へきたものが北海道に回されていく、北海道のものは築地でシヤケ買ったほうが安いなんてこんなようなこともあるわけなんです。そういうふうな点等を考へていきますと、この農林省だけが市場関係の中で追跡調査をするというのではなく、当然物価局の、いま先ほど来から私が申し上げておりますように、流通機構に対する追跡調査というものは当然考へなければならぬと思うのです。そういうふうな考へていきますと、大体時間のようにございまして、最後にこまかい実際の問題をお話し申し上げたいと思うのです。

私、自炊をやっております。大根を、これくらゐの大きさの大根ですね、これくらゐの長さの大根、これは長官、幾らかおわかりじゃございませんでしょうね。私そういうのを買つて歩いているのです。そして自炊しているのですけれども、春菊なんかもしよつちゅう買つてやっているのです。そうしますと春菊の例なんかとてみますと、いま時期じゃございせん、はずれておりますけれども、それでもいまてんぷらなんかであけております。なかなかおいしいものですが、これ取り上げていきますと、大体農家の販売価格といひますと、二十束ものが大体農家で二十四くらいで農協から一切の関係、出ていきます。そうしますと、今度は箱代、運賃等を含めまして、それらが引かれてくるわけですから、十円。で、市場の手数料といひますのは、先ほど言いましたように、盛んにいまやりとりしております市場関係の手数料等が二円、農家の手に入ってくるのが実額は八円ということになるわけなんです。そうしますと、大体一束四十銭くらいの計算になるわけなんです。それを今度は私どもが逆に八百屋さんから買つてきますと五十円から六十円になつてちやうど二倍です。どうしてそんなになるのかということは、よく物価問題では追跡した、この流通段階のどこでどれだけの幅がとれているんだということは、もう何回もこういう物価

問題では論議されてきているわけです。いずれにしても国民は、台所あずかっている主婦の方々は、いま百円の金を持っていて野菜がなかなか買えないんです。百円では、大根の切り売りをしてもらわなければならぬという場合もこのごろはもうあたりまえのことになつていっているんです。キャベツなんか、このごろのキャベツだったたら四つぐらゐに割つて隔つてきます。午前中の話にもありましたけれども、先ほど御答弁の中にもキャベツの話が出ておりましたけれども、国民の台所をあずかっている人たちは、また実際上毎日の食生活をやっていると、組織形態がどうなろうと現実の生活は物価が安くなればいいわけなんです。ですが、それをどうして安く現実問題するかと、そのことだけをお考えを私伺つて、一応きょうのところは、まだ問題が残つております、残つておりますけれども、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(小坂善太郎君) 今日のこの物価の上がつておるパーセンテージを出しておりますものよりも、ただいまお話のように、生活の実感としてもっと高いんじゃないかというものはあると思ひます。これはやはり工業製品、ことに家電の製品等はこれは上がつておるわけなんです、そういうものを平均して見ますと生鮮食料品が非常に上がつておる。特に季節商品が非常に上がつておるというところでございまして、その意味で非常に今日の物価高が家庭を苦しめているという実感は私も同様に思つておるわけでございます。そこで、これに何とかして立ち向かわなきゃならぬわけでございます。この点は先ほどからも申し上げておりますので、繰り返すことを避けますけれども、四月十三日に決定いたしました政府の物価対策七項目を中心としてオーソドックスな考え方をやりますまいりますが、さらにこれを強化してまいります。が、その他やはり物価の問題は根本的には需要と供給の関係でございします。特に生鮮食料品の問題はやはり物流関係をよくするというところに非常なウエイトを置かなきゃならぬと思うのでござい

す。その点からただいまお話のございました転送の問題、これにも十分メスを入れなきゃならぬ。先取り問題もさうございしますし、私はやはり農林省におきまして、特に私、農林大臣にお願いしておるのでございますが、こうした食料関係が一番生活に実感を持って響いてくるものであるから、ぜひこの関係について強力な指導をお願いしたい、それにはやはり地方長官との間の密接な連絡も必要でございします。それから生産地との関係ですね、産地直送の問題もございします、そういう問題について、もし金が足りなくてその点の円滑を欠くようなことがあるならば、まあ経済企画庁において今年から予算づけをしてもらつておる緊急物価対策費等についても十分考慮していいんだということを言つておるようなわけでございます。何といつても生活に直結する品物、毎日必要な品物、これを安くするということがこの際一番大事なことではないか、私はかように考へております。

○岩間正男君 それじゃ、まず最初にお伺いしますが、田中内閣の国民の支持率というのは、最近非常に下がつていっているわけですね。これは昨年の九月あたりの調査によりますと六十一%から六二%、これは戦後最高などといわれたものだと思うのです。それがまあ最近では一九%という、商業新聞の、そういうわけですね。それから最近日本リサーチセンターの調査によると、これは五月末になると一五%、これはもう全く往時の最高時点から考へると四分の一以下なんです。一五%という七人に一人ということになるわけですね。そうして、しかも支持しないは一%から四六%に、四倍以上にふくれている。こういうことになつていっているわけですが、この原因を一体総経理長官はどういうふうにお考へになつていらっしゃるのでしょうか。○国務大臣(小坂善太郎君) 田中内閣が成立しましたときは、一種のブーム的な景観がございまして、特に中国問題が解決したというふうな前後に、非常にこれが一般の人気の的であつたわけでございますけれども、最近、ただいまのお話のよ

うな世論調査の結果になっておりまして、私も閣員の一人として非常に責任を痛感しておるようなわけでございます。これは私がその原因を申し上げますよりも、むしろ御指摘をいただいて、大いに戒心をいたしたほうが適當かと考えておる次第でございます。

○岩間正男君　まあ、これは病氣みたいなもので、病氣の原因というものは、閣僚、まあ内閣の構成員である経企庁長官がおっしゃらないのですか、これは実はおっしゃっていただいたほうがいいと思うのです。その中で一番大きな問題はやはり物価の問題じゃないか。ことに大資本の買い占め売り惜しみの問題が具体的に出てきた、国民の目の前に如実にあらわれてきました。そうして、しかもそれが相当政府の政策とも深い関係がある。金融政策なんかでは、これは予算委員会あたりでも指摘された問題ですけれども、この点が、癒着の問題が出てきたわけですね。こういうことで、物価はいわば田中内閣の命取りになりかねない。最近の地方選挙とか、参議院補選なんかにも、そういう形で実際は国民の総意として、これは意向としてあらわれておるんじゃないかというふうに考えられるのです。そうすれば、当然田中内閣としては国民の世論に聞くという立場をとるなら、民主的な態度をとるなら、この物価問題にもっとこれは全精力を投入する、そうしてこの問題を解決するということは、私は民主政治の当然のこれは任務だと思ふのですが、この点いかがでしょうか。

○国務大臣(小坂善太郎君)　物価の値上がりが著しいこと、これはほんとに困ったことでございまして、物価高に苦しむ国民とされては、政府の施策が悪いのだから物価は高いのだろ、こういうふうにお思いになれば、政府を支持しないというところに言われることもさうであらうかと思ひます。ただ、弁解しますけれども、高物価というものというのは一つの大きな流れのようなものでございまして、まあ私も、これに対しては先ほどから申し上げているようないろいろな施策を講じておる

わけでございますが、特に最近では物価問題について、物価の安定をあらゆる政策のうちで最優先の政策にするということをお内閣はきめたわけでございまして、けれども、各方面の手を打ってまいりたいと考えておる次第でございます。

○岩間正男君　まあ、ここ三ヶ月ばかりの動向を見ますと、そういうことになっていないんじゃないかという感じがするんですね。このインフレの高進は、これはだれが考えたつてはつきりしていることで、少々の春闘なんかによる賃上げがあまりすけれども、何倍もに物価がこれは上昇している。そして貨幣価値というものは、まあ全くこれはひどいことになってきている。生活の基盤というものがものすごくこれはゆれ動いているんですね。動揺しているんですね。くずれているんですね。このところはね、何といえますかね、これは国民の生活基盤がたいへんなところにいる点でございまして、ここからきているんだという点を考えるなら、もっと真剣にこの問題と対決をしなければ、そのような国民の意向を聞いて、世論に従って、それに即応する体制をとるんじゃないか、まあ小選挙区制のような、いわばこれはほんとに選挙法の改正、これでもって、無血革命といわれていまして、四〇%ぐらいで八〇%の議席を獲得する、まあいわば独裁ですね、そういう体制をもうほんとにこれ永久化するような、いわば国民の総意に対して当然それを受け入れて、すなわち当然国民の公僕としての任務を果たすんじゃないか、これに挑戦する態度をとってきた。そして、それがたいへんな混乱になって、物価問題そのものもスムーズに論議する時間を失ってきたというの、これがいまの田中自民党の姿じゃないか、率直に反省して私たちがこう考えるんですね。これは明らかだと思ひます。それで、まあいまこの法案が出されていて、これに対する対策を政府が講じているので、その一端が法改正というところまで機構いじりが出てきているわけですが、こういう対策ではたして国民の要求にこた

えることができるというふうにお考えになっていませんか。

○国務大臣(小坂善太郎君)　物価局をつくれれば直ちに物価安定ができるというほど簡単なものではないというふうにも私も考えておりますが、ただ、御承知のように、この物価局をつくりたいという考え方は、予算編成と同時に私からお願ひして内閣の決定にしたらうたつたわけでございます。当時はなかなかこれをつくるほうがいのかどうかというふうな議論もございまして、おつたんでございまして、その後、こういう情勢になりました、この物価局をつくるということは非常に必要なことだという認識はもう統一的なものになったと考えるんです。衆議院のほうにおきまして、これは全会一致で御賛同いただきました。たいへん私も感謝をいたしております。本院に御可決いただきました上、全力をふるって御可決いただきました上、全力をふるってこの新機能を最高度に活用してまいりたいと思ひます。人員等の点については、あるいは予算等の点については必ずしも十全のものとはいえないのでございまして、この与えられた能力を十分に発揮して御期待にこたえたい、こう思っております。第でございまして。

さらに、もう一つお願いを言わしていただきました。これは、先般来の買い占めや売り惜しみに対して、この規制に関する法律を出しております。これも三月十日に衆議院のほうへ提出いたしました。御審議をわざわざお願ひしております。こうしたいことも国民の要望に応じて緊急にひとつ手段を講じたい、そう思っておりますが、その手段を講ずる根拠をひとつ法律の成立によつてお与えいただきたいと念願をいたしておる次第でございます。

○岩間正男君　まあ、この法案については、われわれ共産党も衆議院の段階で一応賛成したわけですが、むろん、ないよりはあったほうが一日の進歩を認めて、そういう点から賛成したので、この物価局そのものがどう運用されるか、今後まあどうい

う推移をたどるか、はたして、ほんとうにいま最大の焦点になっている国民の物価に対するこの願ひというものを実現できるかどうかということ、これは見守らなきゃならないわけですが、この物価局の問題を含めて、全般的にどうなんですか、政府の物価対策というものは、大体全貌でいいですから、これは簡単でもいいですが、どういふことを考えておられますか。これもまあ一つの手段ですね、物価局の問題は手段です。しかし、それはまあ機構だけの問題で、全体として物価対策としてはどういふことをお考えになっていらっしゃいますか。

○政府委員(小島英敏君)　私も、やはり昨年末以来の最近の物価高の基本原因は卸売り物価の上昇だと考えております。この卸売り物価の上昇というものは、先ほど来長官も申されておりますように、一昨年のレート調整後の過剰流動性の発生というものが根つこにございまして、ここにさらに国際的な物価の値上がりというものがからまつて思惑を生じ、さらに過熱的な景気の上昇も加わつて、こういふことになったわけでございます。それから、やはりこの総需要管理というものが現在の物価対策の基本に据えられるべきものであるというふうに思ひます。それと同時に、やはりこの物価対策というものは、物価というものは一種の発熱状態でございますから、オゾンドックスの対策がどうしても中心でございまして、需給によつて物価はきまりますから、総需要の管理を適正にすると同時に、供給を極力ふやすということがこれも基本でございまして、長期的には低生産部門の生産性向上等を通じて国内の供給増をはかつておりますけれども、当面の緊急対策としては、やはり輸入を極力拡大するというのが供給増加の基本線でございます。そのために輸入の自由化、あるいは自由化されないものについてもワクを極力ふやすということ、それから先ほど申し上げましたような特恵関税のシーリング・ワクを撤廃するということによつて、後進国からの繊維、雑貨等の輸入の促進をはかるということが基本でござい

ます。そのほかに、やはり個々のものにつきましても各省を通じて適宜適切に手を打っていくということが個別対策として当然あるわけでございませう。同時に、一般的にやはり情報化社会でございまして、何となく物が上がらうぞだというムードが出てまいりますと、流通過程及び小売り、さらに消費者を通じて買い急ぎ的な傾向が現れてまいりますので、消費者に対して商業的な宣伝に迷わされないように正しい情報を早く提供して、消費者の賢明な選択を促進するという意味で、消費者に対する情報提供に特に力を入れてまいりたいと考えておる次第でございます。

○岩間正男君 時間がなから、一応政府のいま考えている物価対策というのを開きしたのですが、実は局長から聞こうとは思わなかったのですが、経企庁長官がやはり国策として述べてもらいたい。いまは事務的な対策面が非常に多いので、これはこの次やります。本論はね。

そこで、資料要求をしておきたいと思うのです。一つは、いままで政府のつくっている機構、これ、衆議院段階でもらっておきました。たとえば物価安定政策会議、それから物価対策関係協議会、それから物価担当官会議、この三つ、あります。これについて、おのおのその設立年月日、構成員、これはわかっていますが、いままで何回会議を持ったのか、何を討議したのか。それからこれらの機構はABC、三つありますけれども、こういうものがどういう機構になってつながっているのか、こういう点について、政府がいま持っている機構と物価局の関係もありますから、われわれ検討したいと思っておりますので、できるだけ早くこの資料を出してほしいということが一つ。もう一つは、昨日の国鉄の本会議におけるこの審議におきまして、経企庁長官が、今度の二・三・二の国鉄運賃の値上げ、これによって物価へのはね返りは、旅客運賃では〇・三四、貨物運賃では〇・〇九と、この影響があるだけだということで、非常に軽々しく言われた、その根拠ですね、これも資料としていただきたい。この問題をお願いしておい

て、きょうはこれで打ち切らしていただきたい。この次、本論に入りますから。

○国務大臣(小坂善太郎君) 資料要求はまさに承りました。

○岩間正男君 さっそく出してください。

○委員長(高田浩吉君) 本案に対する本日の審査はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二分散会

六月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「十七万九千人」を「十八万人」に、「三万八千三百二十三人」を「四万三千三百八十八人」に、「四万六千六百五十七人」を「四万四千五百七十五人」に、「二十五万九千五百八十八人」を「二十六万六千四百六十八人」に改める。

第十四条に次の一号を加える。

七 自衛隊離職者就職審査会に関する事。

第十四条の二に次の一号を加える。

四 防衛医科大学に關すること。

第三十一条中「技術研究本部」を「防衛医科調達実施本部」を「技術研究本部」を「防衛医科調達実施本部」を「防衛医科調達実施本部」に改める。

第三十三条の次に次の二条を加える。

第三十三條の次に次の二條を加える。

第三十三條の次に次の二條を加える。

第三十三條の次に次の二條を加える。

(防衛医科大学校)

第三十三條の二 防衛医科大学校は、医師である幹部自衛官となるべき者を教育訓練する機関とする。

2 前項に規定するもののほか、防衛医科大学校は、同項の教育訓練を修了した者(次条において「防衛医科大学卒業生」という。)その他長官の定める者に対し、自衛隊の任務遂行に必要な医学に關する高度の理論及び応用についての知識並びにこれらに關する研究能力を修得させるための教育訓練並びに臨床に關する教育訓練を行なう。

3 第一項の教育訓練の修業年限は、六年とする。

4 第一項の教育訓練を受けることのできる者は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項に規定する者とする。

5 防衛医科大学校の教員の資格については、学校教育法に基づき医学教育を行なう大学の教員の資格の例による。

6 防衛医科大学校は、埼玉縣に置く。

7 防衛医科大学校の内部組織、設備、編制その他の事項については、総理府令で定める。この場合において、学校教育法に基づき医学教育を行なう大学の設備、編制その他に關する設置基準が定められている事項については、当該基準の例による。

(防衛医科大学校卒業生の医師国家試験受験資格)

第三十三條の三 防衛医科大学校卒業生は、医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第十一条の規定の適用については、同条第一号に規定する者とみなす。

第三十七條の次に次の一條を加える。

(自衛隊離職者就職審査會)

第三十七條の二 自衛隊離職者就職審査會は、自衛隊法の規定によりその権限に屬させられた事項をつかさどる機關とする。

2 自衛隊離職者就職審査會は、委員五人で組織する。

3 委員は、防衛庁の職員である者のうちから一人、人事院の職員である者のうちから一人、總理府本府の職員である者のうちから一人及び学識経験のある者のうちから二人を、長官が任命する。

4 委員は、非常勤とする。

5 自衛隊離職者就職審査會に、会長一人を置く。会長は、学識経験のある者のうちから任命された委員のうちから、委員がこれを選舉する。

6 会長は、会務を總理する。

7 前各項に定めるもののほか、自衛隊離職者就職審査會の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十八條第一項中「防衛大学校」の下に「防衛医科大学校」を加え、同条第二項中「の員數」を「及び防衛医科大学校の學生(第三十三條の二第一項の教育訓練を受けている者をいう。)の員數」に改める。

第六十一條第一項中「防衛施設中央審議會」を「自衛隊離職者就職審査會、防衛施設中央審議會」に、「審議會の委員」を「審査會等の委員」に改め、同条第三項中「審査會」を「審査會等」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二條 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「統合警察會議及び附屬機關」の下に「(自衛隊離職者就職審査會を除く。)」を加え、同条第五項中「並びに」の下に「(自衛隊離職者就職審査會、)」を加える。

第五條第一項中「附屬機關」の下に「(自衛隊離職者就職審査會を除く。第百條の二において同じ。)」を加える。

第二十條第二項前段中「航空方面隊」の下に「航空混成団」を加え、同項後段を削り、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

第三十三條の次に次の二條を加える。

第三十三條の次に次の二條を加える。

紹介議員 川野辺 静君
この請願の趣旨は、第二二五一号と同じである。

第二九三三号 昭和四十八年六月五日受理
両眼失明重度戦傷病者に対する恩給等改善に関する請願
請願者 山口県下関市彦島弟子待一、三八六 藤本清治
紹介議員 江藤 智君
この請願の趣旨は、第二二五一号と同じである。

第二九三五号 昭和四十八年六月五日受理
両眼失明重度戦傷病者に対する恩給等改善に関する請願
請願者 奈良県大和郡山手美濃庄町五七三 仲谷義次
紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第二二五一号と同じである。

第二九三六号 昭和四十八年六月五日受理
両眼失明重度戦傷病者に対する恩給等改善に関する請願
請願者 富山市水橋新堀一九六 平田宗行
紹介議員 橋 直治君
この請願の趣旨は、第二二五一号と同じである。

第二九五四号 昭和四十八年六月五日受理
両眼失明重度戦傷病者に対する恩給等改善に関する請願
請願者 宮城県仙台市保春院前丁五七ノ一 六 石垣晃
紹介議員 高橋文五郎君
この請願の趣旨は、第二二五一号と同じである。

第二九五七号 昭和四十八年六月六日受理
両眼失明重度戦傷病者に対する恩給等改善に関する請願
請願者 神奈川縣平塚市達上ヶ丘四ノ五一 小清水金作外一名
紹介議員 亀井 善彰君
この請願の趣旨は、第二二五一号と同じである。

昭和四十八年七月五日印刷

昭和四十八年七月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A

請願者 山口県下関市赤間町三ノ五〇 西森芳夫
紹介議員 江藤 智君
この請願の趣旨は、第二二五一号と同じである。

第二九五八号 昭和四十八年六月六日受理
両眼失明重度戦傷病者に対する恩給等改善に関する請願（二通）
請願者 東京都葛飾区亀有三ノ七ノ三東京都失明傷痍軍人会内 田崎四郎外一名
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二二五一号と同じである。

第二九五九号 昭和四十八年六月六日受理
両眼失明重度戦傷病者に対する恩給等改善に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市下栗町九七二 箕輪幸司
紹介議員 船田 讓君
この請願の趣旨は、第二二五一号と同じである。

第二九八〇号 昭和四十八年六月六日受理
両眼失明重度戦傷病者に対する恩給等改善に関する請願
請願者 岐阜県恵那郡山岡町原一、四五九ノ四 伊藤達夫
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第二二五一号と同じである。

第二九八二号 昭和四十八年六月七日受理
両眼失明重度戦傷病者に対する恩給等改善に関する請願（二通）
請願者 神奈川縣平塚市達上ヶ丘四ノ五一 小清水金作外一名
紹介議員 亀井 善彰君
この請願の趣旨は、第二二五一号と同じである。

第二九八三号 昭和四十八年六月七日受理
両眼失明重度戦傷病者に対する恩給等改善に関する請願
請願者 愛媛県西条市福森町八四〇 伊藤隆義
紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第二二五一号と同じである。